

一人皇百七代 正親町院様御宇、永祿九年天下大旱雨乞、勅使左大臣殿高野山へ被爲遊御登山、西院谷寶善院被爲成御着座、六月廿三日御酒宴左大臣殿御舞、畠山掃部末子又三郎八才ニ而加茂舞、俄ニ大雨降出、六月廿三日より同廿五日迄大雨降出、依之 正親町院様御宣旨、高野山僧法力之奇瑞、又三郎嘉瑞之加茂と御宣旨被爲成下、惣分中へ黄金百枚、畠山又三郎へ太刀一振國光、黄金一枚頂戴、并高春太夫と官名被爲下、翌年五位隼人正被爲召出候所也、

一人皇八十一代 安徳天皇御宇、荒川庄北側田中庄と山公事、北側より三度亂入、其後口論互ニ不止、又天正六年より公事出來、田中より亂入、橋口甚太郎荒川方之大將として、乍併領村之東之堀へ馬かけ込故、田中彌左衛門と討死ス、乍去田中彌左衛門甚太郎か國光之太刀盜取故非手柄、甚太郎生年廿二才、天正九年二月八日討死ス、高野山より印ノ石段村之堀上塚ニ立所也、荒川よねと申娘旗數多立候故、田中のもの共引候、

一天正之高野亂、高野山惣大將橋口隼人進藤原重藤、以上人數三万貳百六十人餘也、其外在々之堅あり、

一橋口隼人正より同隼人、同畠山掃部、同又三郎、同甚太郎、嘉吉より天正迄五代高野山惣領分之亂入を被切治也、

一此度橋口隼人重藤、無比類手柄候故、爲御褒美太刀二振國光國宗并東岸大野村にて居屋敷無檢地、以上屋敷三ヶ所免許也、

一田畑百一ヶ所、北村大野井口ニ而 五百七十貳石五斗五升進上、

一山者道成山志賀野王子峯まで、四丁四方無檢地也、

一爲旗料十七年已前、畠山掃部成國、備後國內、出羽國內、紀伊國名草郡山東庄ニ而五百石有、同郡保田庄ニ而貳百石、内廿五石者旗下之役人高野山南谷順玄坊、又廿五石者山東大河内彦六方へ貴方より御渡有筈也、

右別紙目錄を以進上之、

一高野山惣旗貴方子々孫々後代迄相渡申所實正也、高野山惣知行所貳



千六十三ヶ村、右之百姓名ある者共ともハ不申及、惣僧俗とも貴方之下知受可也、右之通實正也、金剛峯寺惣分集議惣僧中不殘如件、

天正十六年八月十一日

沙汰所 窪 坊 判

調月 橋口隼人進殿

右書付名跡相讓候付進之候、以上、

慶長四年正月廿一日

橋口隼人進 印

稻葉左内殿

〔平野家文書〕

三三九 遊佐長恒折帟

御公役之事、如先々三分一、三分二、一人分可有御沙汰候、於此分者

公役ヲ沙汰セシム

不可及是非候、恐々謹言、

遊佐長恒

遊佐兵庫助

十月廿一日

長 恒(花押)

文即十七日

安樂河彈正左衛門殿

安樂河新左衛門殿

進之候

三四〇 山田悅定書狀

平野氏知行分

就御同名平野殿御知行分儀、貴所色々蒙仰分依申届、順房私へ如此書狀候間進之候、然上者、無別儀御進退肝要候、恐々謹言、

永正七

八月三日

山田大炊左衛門尉

悅 定(花押)

山田悅定



安樂河神五郎殿  
御宿所

三四一 畠山政長書狀

(折封ウハ書)  
〔安樂川平野殿 政長〕  
(切封)

城州長陣迷惑、  
城州在陣長々儀迷惑之由候、尤候、雖然今度之儀、當方安否砌候間、  
別而令堪忍抽忠節候者、可令恩賞候、猶遊佐兵庫助可申候也、謹言、

十一月十五日

(畠山)  
政長(花押)

安樂川平野殿

畠山政長

城州長陣迷惑

三四二 畠山義英感狀

(折封ウハ書)  
〔平野殿 義英〕

(切封)

爲身方可致忠節候由、尤神妙候、於當知行者不可有相違候、依其働猶  
可忠賞候也、謹言、

十二月廿四日

(畠山)  
義英(花押)

平野殿

畠山義英

三四三 遊佐順房書狀

(折封ウハ書)  
〔安樂河平野殿 遊佐筑前守 順房〕  
進之候

(切封)

就息誕生之儀、鳥目百疋給候、祝着之至候、委細十輪院可有御傳達候、  
□□可申候、恐々謹言、

三月四日

(遊佐)  
順房(花押)

安樂河平野殿進之候

遊佐順房

子息誕生



三四四 遊佐順房書狀

(切封)

國衆仲違ス  
去年野上城無一所、國衆事各中違候、然處安樂川平野息事、神五郎色々懇望候間、成其意得候、自然之儀爲覺悟申候、先日直申候間、不能巨細候、謹言、

八月三日

山田大炊左衛門殿

(遊佐) 順

房(花押)

三四五 遊佐就盛書狀

公事方  
遊佐就盛

今度爲公事方、於被致御忠節者、御知行事不可有相違候、依御働猶可有御恩賞之由、自私能々可申旨候、恐々謹言、

十二月廿四日

(遊佐越中守) 就

盛(花押)

平野 殿進之候

三四六 遊佐元繁書狀

(折封ウハ書)  
平野殿參

遊佐元繁

(切封)

御本知之事、任御書之旨不可有相違候、恐々謹言、

十二月廿五日

(遊佐) 元

繁(花押)

平野 殿

進之候

遊佐元繁

三四七 柳本氏與太役起請文

手形之事



平野氏ノ家老  
分與太役

舊高野領内文書(三)

三五二

一私家代々御家之家老分ニ而御座候ニ付、妙見大井之與太役被仰付忝奉存候、彌無油斷元日之出仕相勤可申候、然上者御家之仰吉悪ニ付相背申間敷候、若背候者氏神妙見井之御爵請可申候、仍如件、

川村柳 本(略押)

天正十三年己酉年八月

證人同村林 (略押)

平野殿

三四八 久太夫等連署一札

なをく、聊如在存間敷候ハ、又申候、自然源四郎村分相違者、佐介ゆひこんのまゝたるへし、はんぶんわけたるへし、以上、

喜多におこひ参り候付而、若し重々源四郎不儀仕合分別候者、おこひ身上之事者、愚僧請取申候、少も如在存間敷者也、仍如件、

嫁入娘ノ引受  
ヲナス

長太夫(略押)  
重太夫(花押)

日□院近(侍九)時中

五大院

宥 信(花押)

吉徳院(花押)

久太夫(花押)

天正十六年十二月吉日

平野右近亟殿

同 かゝさま

參 御中

平野右近亟

三四九 興山上人應其書狀

猶々、二間者共之儀、諸事如前々可然候由、地下中へも申遣候、以上、

極樂寺棧敷之内、二間之儀可爲無公事候由、地下年寄衆よりの一筆披見候、然處新儀之段被申懸候事、一向不謂候由在所へも以書狀申候、地下よりの墨付候儀までも披見申候て双方への申分ニ候間、萬事此時

二間ノ棧敷公  
事ナシ

舊高野領内文書(三)

三五三



節順路之沙汰御肝要候、恐々謹言、

木食興山上人

十二月廿三日

應

其(花押)

平野

御宿所

三五〇 平野家先祖書

平野先祖書

一荒川戸畔後胤荒川兵衛尉俊尊、白川院御宇荒川兩庄下司職、荒川藤藏俊春、鳥羽院御宇北面被爲仰付、河内國平野庄給改平野周防守、久安三年被任右衛門尉從五位藤原姓給、美福門院殿朝臣ト成ル、保元元年美福門院殿御供申荒川江罷歸リ候、俊春嫡子平野左近之進俊季、其子八郎俊忠、其子彌五郎俊兼、其子内膳俊正、其子將監俊國、

荒川俊春平野氏ヲ稱ス  
藤原姓ヲ賜ヒ美福門院ノ臣トナリ荒川ヘ歸ル

荒川戸畔

俊澄補正成ニ與力シテ湊川ニ討死ス  
俊基正行ニ屬ス

俊勝以下足利氏ニ屬ス

俊家細川勝元ニ屬ス

俊之畠山政長ト共ニ河内ニ於テ討死ス

俊光信長高野責ノ時登山シテ西口大將トナル

俊久賤ヶ嶽合戦ニ秀吉ニ屬ス  
正俊大阪籠城

右代々高野山守護仕候、俊國嫡子修理之進俊澄補正成ニ與力ノ湊川ニテ討死ス、其子平野難波之祐俊基補正行ニ與力ス、俊基嫡子民部少輔俊勝、其子左兵衛祐俊行、其子甚治郎俊信足利將軍ヘ屬ス、其子平野神五郎俊家蒙紀州野上城守護職、應仁合戦之刻細川勝元ニ與力ス、俊家弟平野平重郎俊之、河内國正覺寺合戦之刻畠山政長ト一所ニ討死ス、俊家嫡子平野彈正左衛門俊光、享祿三年泉州岸和田三好合戦之節畠山ニ與力ス、其後天正拾年信長高野責之節、一族召連高野山ニ籠リ、西口大將ヲ請給ル、俊光嫡子隼人佐俊久、志津嶽合戦之節秀吉公ニ加ル、其後所々軍役相勤候、俊久嫡子久太郎正俊大阪籠城、落城ノ後奥ニ屬シ荒川ニ引込罷在候所、南龍院殿御入國之節被召出、御切米五拾石頂戴仕候、正俊嫡子八郎左衛門俊治、其子八郎右衛門俊光後改内藏之丞、嫡子小平治俊綱後改團右衛門、一平野難波之祐弟木立屋兵庫之助定俊、嫡子次郎俊長足利將軍ヘ屬ス、其子三郎爲俊其子平野七郎左衛門嫡子荒川新左衛門俊昭後改治部少



俊昭三好合戦ニ討死ス

俊明信長ニ屬シ津田ヲ稱ス

宇喜多秀家ニ召出サル

輔、將軍義輝公北白川三好合戦之節討死、子無之故家斷絶、

一平野彈正左衛門俊光弟刑部俊明、天正五年信長公紀州雜賀合戦之節勳忠節、爲恩賞津田ノ二字ヲ給ル、其後天正拾年高野山へ籠ル、其後備前岡山城主宇喜多中納言秀家へ被召出、知行三千石給リ候、秀家遠嶋之後荒川へ引込罷在候所、紀伊國主淺野紀伊守様へ御合力トノ、本知四百石下シ被置候、藝州へ御國替之節年罷寄御供不仕御暇申請、安樂川ニテ病死仕候、

一津田刑部俊明弟津田左京、淺野紀伊守様へ御奉公申、元和元年病死仕候、子無之候、

一津田刑部俊明嫡子津田十郎左衛門、戸田左門殿へ在付、本知三百石下シ被置、今に子孫濃州大垣ニ罷在候、

一津田十郎左衛門弟津田佐平治、南龍院様へ被召出切米八拾石下シ被爲置、御近從役相務罷在候處、病身故御暇申請安樂川へ引込相果申候、繼子無之候、

一平野隼人佐弟佐之丞、澁田村雛子掃部方へ養子ニ參、平野彦五郎ト申所々軍役相務、其後名手庄野上村へ引込病死仕候、其子庄助金吾中納言殿へ御奉公仕、金吾殿御逝去之後致罕人罷在候、大阪一亂之節籠城仕候、

一平野彈正左衛門娘おとく養子孫八ト夫婦合家督配分ス、孫八子津田九太夫元重南龍院殿御入國之節御切米五拾石被下シ置候、其子九太夫重宗後改儀右衛門ト、松平左京太夫様へ御奉公仕候而知行貳百石下シ被置候、相果候節繼子無之候故、跡立不申候、死後養子郷八宗氏安樂川家相續仕後改孫之進、其子津田九太夫宗昌、

一津田儀右衛門重宗弟津田郷八、泰山様へ被召出、御切米三拾石頂戴仕候處早世仕候、

一平野神五郎弟永忍坊高野山五大院住職、福王寺兼帶、

一平野彈正左衛門弟古川房極樂寺住職、



〔野口家文書第一〕

三五二 高野山興山寺免狀

高參拾石之諸役令免許候、惣分御奉公彌於無油斷者、不可有相違者也、

惣分

寛永拾七

十一月廿一日

卓元

〔印文〕  
八吉

興山寺

〔印文〕  
興正

興山寺

調月 野口九兵衛殿

三五三 高野山青巖寺免狀

利右衛門

帶刀免狀

其方家之儀、以有由緒、自今被召加御家人、帶刀可有御免之狀可存其旨者也、

青巖寺知事

寶曆四年十二月 日

青巖寺  
知事 ○ 〔印文〕  
一壽

〔野口家文書第二〕

三五三 紀氏系圖

第一  
一 彦太忍信命

人皇八世孝元天皇ノ皇子、御母妃伊香色謹命、  
○以下各代異筆ノ如クナルモ今ハ符號ヲ略ス、

第二  
一 屋主忍男命

第三  
一 武雄心命

舊高野領内文書(三)



武内宿禰ヲ産

舊高野領内文書(三)

三六〇

紀伊國居阿備柏原、娶紀直遠祖菟道彦女影媛、生武内宿禰、

第四

一武内宿禰命

武内宿禰紀伊國宇治郷ニ生ル武内宿禰薨去ス

景行、成務、仲哀、神功、應神、仁德六代大臣、執政棟梁之臣、景行天皇三年紀伊國名草郡宇治郷誕生、同五十二年日本棟梁之臣、成務三年正月大臣、仲哀二年正月大臣、同九年筑紫糧日崩御、則補佐神功征三韓討忍熊兄弟、應神即位九年爲九州探題、同年依甘美内宿禰讒言閑居、本國後於于神前令探熱湯、武内勝復元官、仁德七十八年十月五日薨去、年齡三百十七歲、稱高良玉垂明神、

第五

一紀角宿禰命

第六

一紀田鳥宿禰命

都濃國造也、

第七

一紀小弓宿禰命

第八

一紀大磐宿禰命

第九

一紀生磐宿禰命

第十

一紀男麻呂宿禰

調月

男麻呂吉仲郷ヲ開キ調月ト名ツク

崇峻天皇御宇、守屋謀叛殺彥人皇子馬子、又殺穴穗部皇子、天下大亂、聖德太子議馬子、紀男麻呂攻守屋於稻村城、跡見赤檮射殺守屋、紀男麿等討其殘黨於河内紀伊、推古天皇御宇來紀伊國開四面谷稱紀氏谷、又開吉仲郷名曰調月、作農翁之像稱權大臣、造營社殿祭神戶、紀氏之神是也、

第十一 一紀臣 監手

第十二 一紀臣 大口

第十三 一正三位紀朝臣 大人

體月院殿、白鳳甲申十三年六月二日、

第十四 一正三位大納言太宰帥紀朝臣 麻呂

稱紀朝臣道成、大寶年中於紀伊日高、草立道成寺、聖月院殿、慶雲乙巳二年七月十九日、

第十五 一從五位上紀朝臣 諸人

春月院殿、養老辛酉五年八月三日、

第十六 一從五位下大納言紀朝臣 國益

紀朝臣上白龜於帝、自此御代紀家以龜二引爲定紋、秋月院殿、天平甲申十六年八月五日、

道成寺ヲ創建

舊高野領内文書(三)

三六一



第十七 一從五位上紀朝臣 猿取

天月院殿、天平寶字甲辰八年十五日、

第十八

一正三位紀伊守大納言式部卿紀朝臣 船守

桂月院殿、延曆壬申十一年四月二日、

第十九

一正三位參議中納言紀朝臣 梶長

養月院殿、大同丙戌元年十月三日、

第二十

一從四位上下野守紀朝臣 興道

嵯峨天皇御宇、於紀伊國伊都郡及河内兩國內被給領知、伊都郡中有恩地姓是即支流也、

覺月院殿、天長壬子九年八月十日、

第二十一

一藏人筑前守紀朝臣 本道

德月院殿、天慶丁酉元年十月五日、

第二十二

一紀伊守紀朝臣 望之

智月院殿、延喜辛未十一年三月四日、

第二十三

一從四位下土佐守紀朝臣 貫之

恩地姓ノ起原

高月院殿、天慶丙午九年五月十日、

第二十四

一從五位上内藏助紀朝臣 時文

清月院殿、寬和乙酉元年六月三日、

第二十五

一貳河歲豐朝臣 輔時

寬和乙酉元年八月吉日、

盜賊高野山ノ  
大塔ヲ燒ケ

時有紀年宗、六十一代一條天皇御宇、天下大飢饉盜賊起諸國、正曆五年七月六日賊徒入高野山燒大塔並伽藍、年宗先登山生捕賊將鷹田鎮護、一山依奏聞賜伊都郡改姓貳河、是其領地夾紀川貴志川故也、

道月院殿、長保庚子二年二月五日、

第二十六

一貳河紀伊守歲豐朝臣 道綱

長保庚子貳年三月吉日、

第二十七

一貳河紀伊守歲豐朝臣 道永

寬仁丁巳元年九月吉日、

第二十八

明月院殿、長曆丁丑元年九月二十六日、

一貳河紀伊守歲豐朝臣 道久

(追筆)  
一是ハ親ヨリ先立ツ二十八代目也



長曆丁丑元年十一月吉日、  
諸月院殿、永承辛卯六年十月五日、  
(追筆)  
「是ハ跡ニ殘リ二十七代目也」

第貳拾九

一貳河紀伊守歲豐朝臣 道秋  
永承辛卯六年極月吉日、

誦月院殿、應德甲子元年三月五日、

第三拾

一貳河紀伊守歲豐朝臣 道政  
應德甲子元年卯月吉日、

(白カ)

伯河天皇寬治庚午四年正月二十二日、熊野御行ノ御時、根來寺傳甫院ニテ、此邊ノ者ニ名

有ル者罷出、熊野御道シルベシ仕リ申様ニト、御産有ル時、貳河道政罷出御道シルベシ仕

申ニ依テ、其時此文宗ヲ硬下ル通信トハ此御代ヨリ加クナリ、

(白カ)同伯河天皇寬治辛未五年二月八日ニ、高野山ニ御行ノ時、伊都郡谷内ノ庄ヲ給ルニ依テ、貳

河通信末子谷内ノ丹河ト申者是也、通信貳番目也、

第三拾一

一貳河紀伊守歲豐朝臣 道廣  
長治甲申元年九月吉日、

勝月院殿、天治乙巳貳年卯月十三日、

第三拾二

一貳河紀伊守歲豐朝臣 通國

鬘月院殿、天治乙巳貳年五月吉日、  
永治辛酉元年十月十五日、

第三拾三

一貳河紀伊守歲豐朝臣 通繩  
永治辛酉元年十一月吉日、

觀月院殿、保元戊寅三年二月十七日、

(追筆)  
一是ハ親ヨリ先ニタツ三拾四代目也」

第三拾四

一貳河紀伊守歲豐朝臣 通平  
保元戊寅三年卯月吉日、

餘月院殿、承安癸巳三年六月十一日、

(追筆)  
一是ハ子ヨリ跡ニ殘リ三拾三代目也」

第三十五

一貳河紀伊守歲豐朝臣 通村  
承安癸巳三年八月吉日、

孝月院殿、文治乙巳元年卯月六日、

第卅六

一貳河紀伊守歲豐朝臣 通近  
文治乙巳元年五月吉日、

安月院殿、建保戊寅六年三月八日、

第卅七

一貳河紀伊守歲豐朝臣 賴通



湯野河掣、建保戊寅六年卯月吉日、  
勢月院殿、曆仁戊戌元年七月廿五日、

第卅八

一 貳河紀伊守歲豐朝臣 勝通

和泉淡輪掣、曆仁戊戌元年八月吉日、  
幸月院殿、文永癸酉拾年十二月十七日、

第卅九

一 貳河紀伊守歲豐朝臣 清通

保田有馬掣、文永癸酉拾年極月吉日、  
當月院殿、永仁丁酉五年十月十五日

第四拾

一 貳河紀伊守歲豐朝臣 通武

恩地左近掣、永仁丁酉五年十一月吉日、  
菅月院殿、德治丁未貳年十一月七日、

第四拾一

一 貳河紀伊守歲豐朝臣 照通

丹河民部掣、德治丁未貳年極月吉日、  
大塔宮ヨリ紀伊常陸守ト名乗ヲ給ル、御聖運啓申時紀伊ノ國司ニナシクダサルヘキノヨシ、  
傳月院殿、曆應辛巳四年三月四日、

第四拾二

一 貳河因幡守歲豐朝臣 通陽

土橋平次掣、曆應辛巳四年卯月吉日、  
(桂カ) 持月院殿、文和癸巳貳年三月十日、

第四十三

一 貳河因幡守歲豐朝臣 通次

上京掣、文和癸巳貳年五月吉日、  
信月院殿、應永乙亥貳年六月八日、

(追筆)

一是ハ親ヨリ先ニタツ四十四代目也

第四十四

一 貳河因幡守歲豐朝臣 秋通

山口小嶋大炊掣、應永乙亥貳年七月吉日、  
萬月院殿、應永甲申拾壹年十月六日、

(追筆)

一是ハ子ヨリ跡ニ殘ル四十三代目也

第四十五

一 野口因幡守歲豐朝臣 政通

山東勘太郎掣、應永甲申拾一年十一月吉日、  
秀月院殿、正長戊申元年三月十四日、

第四十六

一 野口因幡守歲豐朝臣 信通

津田監物掣、正長戊申元年卯月吉日、  
長月院殿、文安乙丑貳年八月七日、

第四十七

一 野口因幡守歲豐朝臣 家通

平野右近掣、文安乙丑貳年九月吉日、  
延月院殿、文明辛卯三年二月十五日、



第四十八

一野口因幡守歲豐朝臣 通虎

荒川奥出羽、文明辛卯三年三月吉日、湯月院殿、永正甲子元年卯月八日、

第四十九

一野口因幡守歲豐朝臣 通純

調月庄ノ内岡聲、永正甲子元年五月吉日、

一野口因幡嫡子ヲ石見ト申事、畠山拾貳代目秋高公ノ家老油産河内守謀叛ニ依テ、元龜庚午

元年卯月十八日ニ、河内國於高屋ノ城ニ油産押寄セ申間、秋高公御切服破遊申ニ依テ、其

次高政公ヲ紀伊和泉河内兩三ヶ國ノ大將ニ取リ立、河内ニ寄セ、油産ニ切腹サセ申節、首

尾能伸權太夫、野口因幡、同石見、河内ニテ働申ニ依テ、野口因幡子ヲ石見破代、其上調

月ノ庄ニテ本田地河ニ成、其以後新田地ニ成申時、畠山藏人ニ成リ申所ヲ、右ノ働ノ爲褒

美、伸權太夫、野口因幡兩家ニ拜領仕リ申ニ依テ、調月ノ庄ノ内ニテ新田地出來申時、仲

家野口家兩方ヨリ立合見付ケ仕リ納申間、調月ノ庄ニ兩シンバクト申事此故也、

一右之様子相郡申ニ、畠山内ニ保田有馬ト申者、男子ヲ四人モチ申、内貳番目三助家ヲ次、

末子四番目ヲ畠山家老油産所養子ニ仕ル、(去カ)猿時河内高屋ノ城ニテ畠山秋高公ニ保田三助

申上ルハ、油産ヲ某ニ破下之、油産ヲウチツフシ可申ト申上ル、秋高公破仰ルハ、其方弟

ヲ養子ニ仕ル上ハ、イ加々ト破仰時、三助申上ルハ、是非トモ可破下由ヲ申上ル、其時秋

高公破仰ルハ、イ加ヨトモ其方次第ト破仰ルヲ、其産三助弟十一歳ニテ、右之様子ヲ聞居

申、其以後油産所ニ歸リ申時、油産子ニ相郡申スハ、御屋形ニハ替事ハナキ加ト郡申時、

加ノ者申スハ、其方ヲ屋形様ニ三助申ウクルト加タリ申ス、サテ屋形様イ加々破仰ルヤト

(マ)郡申、屋形仰ルハイ加ヨトモ其方次第ト破仰ル、サテ油産存ルハ三助内々佐様ニ存ル上、

シンバク

其方ヲ養子ニ仕ル、然トモ三助左様ニ申上ル上ハ、不及是非トテ、畠山居城高屋ニ油産押寄セ、秋高公ニ御切服サセ申ス、油産押寄セ申時、秋高公三助ヲ召破仰候ハ、先日ノ事其方弟油産ニ聞申候也、油産爰元エ押寄セ申由ニ候間、其方先々紀州エ可參由破仰候時、三助申上ルハ油産爰許エ參候ヲ紀州ニテ聞候トモ可參某か、爰許ニ乍居紀州エ參可申事仲々成申間布由申上ル、其時秋高公破仰候ハ、此事其方ニ異根有故、油産爰許エ參ル成リ、其方爰許罷有リ申ニ付テハ、油産ト三吉ト申合候得ハ、事ノ外大事ニ成ル上、先々其方ハ紀州エ可參候、其跡ニテ油産ニハ和平可申付由、縦ハ其方紀州エ參候トモ、少モナンニ成リ不申候、御一筆秋高公ヨリ破下、三助紀州エ引込申跡ニテ、油産高屋ノ城エ押寄セ、秋高公ニ御切服サセ申間、只今ニ玉マテ、高屋ノ城ニ秋高公ノ御墳御座候、其有馬末子ハ保田花王院快翁ト申者也、依テ如件、

天正癸酉元年

九月吉日

五拾代

一野口因幡守歲豐朝臣 通純

調月庄ノ内岡聲、天正癸酉元年九月吉日、照月院殿、文祿癸巳貳年二月五日、

五拾一代

一野口石見歲豐朝臣 通利

河野聲、天正癸巳元年九月吉日、新月院殿、慶長庚戌拾五年七月二拾一日、

五十二代

一野口平八郎歲豐朝臣 通義

清月院殿、正保丙戌三年九月八日、



五十三代 一野口角兵衛歲豐朝臣 道秀  
精月院殿、寛文十年七月四日

五十四代 一野口新五右衛門歲豐朝臣 道任  
環月院殿、元祿七年五月廿一日

五十五代 一野口新四郎歲豐朝臣 道正  
梅月院殿、享保己酉十四年霜月十日

五十六代 一野口利右衛門歲豐朝臣 道眞  
氷月院殿、寛延二年歲十二月七日卒

五十七代 一野口利右衛門歲豐朝臣 是道  
壽月院殿、文化六己歲六月廿日卒

五十八代 一野口利右衛門歲豐朝臣 武道  
心月院殿、文化十酉歲二月十五日卒

五十九代 一野口利右衛門歲豐朝臣 道増

法眞院殿、天保八年西七月十五日卒

六十代 一野口利右衛門歲豐朝臣 道吉

### 三五四 貳川氏系圖目錄

○卷子本 紺紙金泥、

#### 貳川家之景圖目錄事 (系カ)

一大歳宮七社大明神之玉櫛之内、四方書之事、西者川限、南者川ヨリ東日前寺菅之谷之南之山道限、北吉永領、南者境尾ヨリ石取山之北表中之山道限、北吉永領東南ヨリ番匠カ尾コ々ムキ兩方カ尾ヨリ荒川西之山峯ニ之タワ道筋ヲ限、北江見通三辻ヨリ北之谷筋嶋中忌之壹本木ヲ見通、北者大川限、雖然調宗御代ヨリ吉永領之内畠大小百三拾ヶ所高野ニ出シ、知行高野之支配也、就其吉永者高野之四方書之外也、右之百三拾ヶ所之畠荒川ヨリ作人付、此嶋之境或ハ道ヲ切、或類地ヲ限、右之畠之替知<sub>(地カ)</sub>荒川黒木山吉永庄ト立合ト成、日前寺領寺内之事、南ハ峯之山道ヲ限、東北ハ吉永之山道ヲ限、其内三角ニ日前寺領也、吉永庄之圖成也、

大歳宮ノ玉櫛



一大垂乳女大明神之玉垣之内四方書丸栖領之事、西南之方郡サイノ神忌之藪之西之垣ヨリ東峯北之水谷ヲ見込、東丸栖領、此藪ヨリ北筑坊山之南西之限、是ヨリ西上山之尾筋之道ヨリ北丸栖領西ハ岩谷筋東上峯筋ニ道有、其内東丸栖領、北之尾筋ニ西東道有、道ヨリ南ハ丸栖領、此尾筋之東ニ西東長見之箱石有、此箱石之西之端ヨリ北池田春日山西谷ヲ見込東丸栖領、先年ハ岩谷ヨリ東雖丸栖領ト、御太子之御代ヨリ三毛領ト成、於此所御太子之御代ニ筑後之國之住人藤原朝臣三毛中將ト言者、岩谷之東之方ニテ守屋大臣ヲ打留、則此處ニ於テ爾今守屋大臣如<sup>(マ)</sup>アシ毛馬之岩ニ成有之、就其此處三毛領ト成、三毛之中將ハ三毛大明神是也、

一大垂乳女大明神ハ大歳宮之御母也、大垂乳女大明神ハ女體御太子之御作也、宮殿有、其外ニ日輪月輪之玉貳ツ有、就其丸栖ト書也、丸栖村家知之次第、本社大明神之御神事也、是ハ女房之座六月晦日ハ住吉大明神之御神事也、本社之前西向毎年九月廿日ハ今宮大明神之御神事也、市野木之森鎮守大日堂ハ玉前寺岩室ハ天野岩戸之寫也、

一當庄大明神ハ聖德太子也、然處ニ守屋大臣企謀叛三四度御合戰有、夜之御夢想ニ是ヨリ南之國ニ日本傳爲指川有、此處ニテ御運御開有ト御夢想被成御覽、當國之内田中之庄一之宮傳來給、此處ニ藤原朝臣氏房ト言者有、是ヲ被成御頼逮御戰合、其後川ヨリ南之方ニ楠有、此處傳落給ニヨリ則落方ト言也、此處ニ楠宮是也、御太子一番ニ來給ニヨリ其處ヲ一之宮ト言也、御太子ヨリ以前ニ此國ニ氏房罷有ニヨリ神崎ト名乘也、此處御神事モ同日也、

丁未二年七月十二<sup>(日脱カ)</sup>守屋大臣チウス也、田中庄末宮是也、

一當庄ニ藤原朝臣菅吉永ト言者有、是ヲ被成御頼、御戰合打マケ給時、椋ニ向ヒ椋モ心アラハ丸ヲタスケヨト有、仰時此椋貳ツニワレ、其時御馬ヲ乘込給時、御弓ヲ取落給エハ其御弓則三日月ト成、水田ヲ御落有時則二ツ之イナリノチャウト成、其時守屋大臣眼クラミ引カエス、此處ヲ則院陣ト言也、其椋ヲ椋之大臣トハ是也、然處ニ僧十貳人來、其中ニ師藥正人御太子ニ向御運御開可有様有之トテ、八万諸經ヲアソフシ守屋大臣ヲチャウブク有之、其經ヲ塚ニツキ納給ニヨリ經藏谷是也、其下ヲ神堂之谷ト言也、八万諸經ヲアソハシタル處ヲヤマン堂ト是也、八万堂ヨリ九月御神事ニ一番ニ御櫛出ル、吉永家ヨリ御櫛ニ御ミキ出ル、師藥正人ハ神堂藥師是也、行基菩薩之御作、御太子御運被成御開、家知之場ニテ國々ニ領知之支配有之ニヨリ於爾今此處ニテ正月十三日ニ御當ヲ指事是也、

一吉永庄ヲ調月ト言事、御太子御代ニ此處ニテ師藥正人守屋大臣ヲチャウブク有、其經ヲ塚ニツキ萬事思召儘ニ調申ニヨリ、ツカツキト言也、然其文字ニハ御調物之ツキヨカシラニカキ、下ニハ三日月之ツキヲ書也、依之ト、ノフツキト書ツカツキト言事此代ヨリ之事也、

一吉永庄ト丸栖村ト御宮寫之時座之次第、吉永庄ニテハ丸栖左座、丸栖村ニテハ吉永庄左、兩庄之幕之紋之次第吉永之庄者ハナシ、馬ニ大文字、丸栖村ハツナキ馬ニ大文字、大歳宮御神事之次第、毎年九月午ノ日三ツアレハ中ノ午、二ツハ後、霜月ハ始ノ午也、紋モハナシ馬、御神事モ定不申、丸栖者紋モツナキ馬、御神事モ毎年定ル、御太子御戰合之時、椋



大歳宮夜宮ノ次第

之木エ御馬乗込給時ヲツナキ馬、乗出シ給時ヲハナシ馬也、  
一大歳宮夜宮之次第、毎年毎月朔日者御朝拜、三日八日薬師、十三日春日、十五日八幡、十八日觀音、廿二日八王子、廿三日廿五日天神、廿八日大日、丸栖村大垂乳女夜宮之次第、毎年毎月十日也、

七社大明神

一當庄七社大明神ト御立有之事、天神七代ヲヒヤウストモ言也、亦者當國郡之數七社共言也、本社二社ハ南向、左東之方天神八幡、二社ハ西向右西之方、春日若宮八王寺三社者東向、是ハ日輪天野岩戸ヨリ出シ申、御神之次第ニテ東向ニ立給也、當大明神癸巳二年大歳之寅(刻カ)ノ點御誕生也、歳豊様與申、

神事

一御神事御渡之時、菅家御(旅カ)所江先、次ニ半町計跡ヨリ鹿頭鋒七本御幣付、但小鋒長見三尺計、兩庄年寄共役、次ニ御弓御太刀御寶物御轡三鉢八乙女三人馬ニテ、鳥居之外ニ大鋒二本天蓋付、本社表ニ天蓋付貳本、大鋒三本、御輿御供何茂座之者共鳥帽子ヲ御輿之廻リ御供、丸栖ニテ三人者山本、東、喜多三人、此者共也、御轡御跡中家、野口家御供也、  
一大歳宮御内神ニ御諸帝貳拾東西北ニ掛リ、南ニ者表三面北向、是ハ天野岩戸ヨリ日輪出シ申御神之御諸帝、

一御當之次第拾本之御當ヲ七本、國中郡ニ一本宛、三本者吉永庄ト丸栖村、然所ニ文武三年ニ破レ、神龜三年正月十二日ニ奈良之帝吉野山ヨリ當庄大明神御願有、天平勝寶貳年ニ行基菩薩御取立也、七之結戒在、就其惡火喰合ニテモ國前寺ト亦者生死之薬師ニテ湯茶ヲ吞、

則社參仕、此者國前寺稻葉居者日前寺御太子當庄ニテ御召之御馬大和國岡本ヨリ出、岡寺之觀音是也、其時ヨリ岡ト云者當庄江御馬ニ付來リ、家ノ紋輪違、金谷寺者千手觀音也、是者八王寺御母也、當庄ニ山伏ト云事、御太刀御合戰之時、國々ヨリ參待共討死者共ヲ行基菩薩御說有之、

一御太子ヨリ以後吉永家者近江國甲賀郡ニ住ス、然レモ當庄ニ末孫殘シ、吉永庄之者之頭座也、家之紋藤之花之丸、臣下ニ藪田ト云者一人也、

中家ノ次第

一中家之次第、御太子母方筋目、昔者筑紫ニ罷有、菅原朝臣中將□須ト云者也、筑紫九ヶ國之内ニテ、一郡或ハ半郡宛知行爲納ニヨリ別家紋九ノ星是也、中比ヨリ和泉國ニ住ス、然レモ昔筑紫ヨリモ當庄大明神御神事來也、中家當庄罷有事神龜二年以來、吉永庄ニ住ス、臣下ニ山田懷象東湓定、是者丸栖ニ有、

一御太子ニ之王子歳豊朝臣、椋大臣調月ト云者也、八王子是也、其子調政ト云者若宮權現是也、其子調墨ト言者此八幡是也、調月末孫野口ト云、八王子領支配、調政末孫福井ト云也、薬師領愛宕大明神領支配、臣下ニ藤原朝臣宮守經儀是者北八幡領支配、同和田朝臣若宮領支配、此四人者四天王也、臣下也、然所調墨子調定ト云者之御代ニ此所ニ二之川於術御太子御運御開有之、筋目家故、貳川少將調定ト名乘也、其末至田村將軍御代ニ調勝末孫於伊都郡恩地ト名乘也、此者之家之紋ニ放馬、鳥羽院御代ニ貳川左京調長末孫於伊都郡丹川河内守ト名乘也、此者之家之紋繫馬、然レ此丹川ニ者是ヲ書也、三種神器神璽寶劍内侍、



一 貳川家ヲ野口ト名乗事、大歳大明神之北當淵在、此淵ニ牛之様成者出來人ヲナヤマヌニヨリ、貳川石見守調重ト云者弓ニテ仕留所ニ、彼者之執心殘男子ナクシテ野口家ヨリ七代次建治二年ヨリ野口ト名乗也、於爾今此所ニ牛鬼淵ト云事是也、右爲褒美山城國愛宕郡拜領而住ス、則愛宕明神ト説是也、

一 貳川家之紋之次第、イナリノチャウニツ、同三ヶ月御太子之御代ニ弓者三ヶ月、沓者イナリノチャウト成タルニヨリ、則家之紋ト成、末孫者イナリノチャウ一ツ宛也、ト、ノフル月ト書、貳川家ニテハチャウゲツト云也、ト、ノフ月ト書、庄之名ニ者ツカツキト云也、一 毎年毎月朔日ニ於大歳宮御産平正月朔日毎年野口家ヨリ始、次ニ中家菅家宮守家毎年毎月十八日ニ於大歳宮國前寺御經有、右之通野口家ヨリ始ル、大歳宮於御前御節供ニ御幣ノ次第、三々九度ニテ納也、於當庄宮遷之時大明神御戸衡ニ御カキ合不申時者、宮遷有共大明神御崇可有之者也、

一 大歳宮へ野口家ヨリ正月大歳之夜御鏡台ニテ、備申次第、正月四日ニ下リ、野口家ニテ十一日ニ、中家野口家者三方、其外年寄共者足打土器ニテ酒三返、其面々足打宿々へ饋者也、大歳宮御供備之台中家野口家へ下リ、則女子共スワルナリ、

右之目銀色々就御所望、有増此面卯申候、自然此表不審成儀於在之、嗟峨天皇之御繪旨、鳥羽院之御繪旨、大貳清盛熊野社參下向之時、當社於大歳宮御立願狀之次第、并右之御目錄御内陳有之條、可有御覽、但和田家ハ十輪院へ買取、福井家ハ花王院へ買取申者也、依而如件、

建治三丁丑曆三月吉日

高野山南谷之住

花王院 (黒印)

十輪院 (黒印)

八王子 若宮

(梵字) ○以下同ジ、春日大明神

金剛界 藥師

胎藏界 觀音

天神

八幡大菩薩

〔北家文書第一〕

三五五 九頭大明神々役定書

(包紙ウハ書) 九頭大明神來歴并五大院有眞讓狀注進

舊高野領内文書(三)



九頭明神社ノ  
建立

一當社者往古より小社之鎮守有之、村民共參拜ス、然ルニ社司喜多家武運長久、爲村家繁昌愚院起意願、天正十五丁亥年春當社一字を於當院致伐り組、龜甲石之上江令建立者也、曾又當社山者從往古喜多家雖所持爲、奉敬氏神宮所を新ニ相改也、往古有來之通喜多家より山全可支配筈、

牛頭天王ハ素  
盞鳴命ヲ祀ル

一右社者惣村中之爲氏神間、向後上葺并諸破損等ハ惣村ハ可相勤筈、一牛頭天王者素盞鳴尊稻田娘、號九頭明神本社二神を祭る、本地藥師如來也、左ハ八幡宮、右ハ荒神宮、今般新ニ勸請之末社令建立畢、一禰宜者往古より社司喜多家之職分なり、當時之社役人者家來彦三其儘勤之也、尤當役人相果候以後者、往古有來之通喜多家より代々相應之者を見立可申付事、

但役料之田地ハ喜多家より不易ニ可付置、尤神前之御供其外悉皆禰宜可相勤候、勿論鎌等ハ有來之通禰宜可爲所持、當役人相果候節ハ鎌ハ喜多家江可差戻事、

上廳下廳ヲ建  
立

神前ノ座居ハ  
寺講ノ反對

一依爲喜多家新家之亭主<sup>○脱アルカ、</sup>を神主役として、天正十五丁亥年遷宮を令守例として、以後も上葺之節、上下遷宮之節ハ、内陳を可奉守事、  
附、神子ハ今般新ニ相定、新家代々相應之者ニ申付、氏神を敬神樂を勤させ可申、外之役儀ハ勿論無之事、  
一神前爲賑上聽<sup>(廳カ)○以下同ジ、</sup>下聽、今般新ニ令建立、下聽江ハ喜多家來并西中新三軒之家來之者共、其外村ニ而時代相應之者共相改相勤なり、但下聽座居ハ可爲年老事、

附、東村之者神前ニ而左ニ座居者ハ、寺講ニ而ハ右ニ可付、同右ニ座居之者ハ、寺講ニ而ハ左ニ可付、西村之者神前ニ而左ニ座席之者ハ、寺講ニ而ハ右ニ可付、同右ニ座居之者ハ、寺講ニ而ハ左ニ可付、各居替り何れも差別事、

一正月元朝ニ於喜多家白酒を令作、造酒神前江持參致させ、下聽之者共新ニ銚子盃を相調、禰宜ニ相渡し氏神江可持之、次ニ上下聽之者、件之造酒頂戴之筈、但上聽ハ下聽若き者共持參可申事、  
附、元朝於神前幣振候ハ、一番禰宜、二番ニ上聽、次ニ下聽振可申事、上下聽江之



敷薦全下聽可調之、必疎略ニ仕間布事、

一正九兩月午之日若宮を祭ル、下聽之者共正月より九月迄半年替リニ當番ノ家之門ニ神を立、御幣を付神事を可營之、尤相當を改二人として可敬氏神、尤幣振様ハ元朝之作法ニ同くすへし、

一正月午日於神前弓初を勤させ、的を射させる役人ハ、喜多之契會之者ニ候條、辻家可相勤之、但座居ハ上聽之可爲末座、的之造酒ハ下聽可調之、若き者射所へ持參致、尤矢取も下聽若き者可勤之、的并射所へ敷薦等下聽可調之事、

一下聽之者正九兩月若宮を祭る、造酒料米七斗宛之田地也、喜多家ノ氏神へ令寄進、依爲同家西家江預ケ置、毎年當番之者ノ西家へ請取ニ可參事、

附、禰宜大晦日ノ正月一七日之間、神前へ籠リ村家快樂之祈禱可相勤、料米壹斗貳升、造酒料之田地之内ノ西家可進之筈也、尤喜多家可遣筈ニ候處、武之家故在所難クニ付、以相談西家へ預ケ不易ニ可被渡之事、

神前ノ弓始メ

廳座ヲ定

一座居等末世迄も不可致漫、尤對上聽疎略之者、又筋目無之者共を下聽仁以後相加へ申間敷、万一我儘成族於有之者、急度上聽ハ差押江可申事、

右之趣末世迄も違亂無之様ニ令染筆畢、

文祿二壬辰年極月六日

高野山往生院谷

五大院

(黒印)

宥 眞(花押)

上聽下聽中

今般御神前之御作法御取立御書付之趣、兩聽中遂一令承知得心仕所實正候、至後代違亂爲無之奧判如件

安樂見東村下聽惣代

孫四郎(略押)

同 東村下聽惣代

孫三郎(花押)

同 西村下聽惣代

彌重郎(花押)

同 西村下聽惣代

長大夫(略押)



同 東村喜多家老下聽惣代  
太郎次郎(花押)  
同 上聽惣代  
中加兵衛尙實(花押)

高野山往生院谷

五大院様

三五六 五大院宥眞讓狀

今般社頭一字喜多家所持之山を開之、從當院令造立畢、其上於神前村中座席之廳致建立諸作法等相定也、且又喜多家より氏神造酒料之田地迄令寄進、永代之興隆家門長久村家繁榮祈所也、依之上聽中下聽之者共、得心之判形一通相讓り候上者、代々致所持後代迄氏神を疎略ニ被致間敷者也、仍而讓證文如件、

文祿二壬辰年極月十六日

五大院 ○ (黒印)  
宥 眞(花押)

喜多孫四郎殿

三五七 惣分沙汰所免許狀

(包紙ウハ書)  
「免許狀」

其家持來之山林竹木并諸役等、古來之通令免許者也、爲後代仍如件、

文祿二年十一月

惣分沙汰所

□ (黒印)

喜多源七郎殿

三五八 家株相續請狀

(下端裏書)  
「左大夫」

今度新家源介方、村すて他所罷のき候ニ付而、公事あしたへ申事、當給人衆きこしめしおよはれ相約、三人へ被仰出候、御人ニ御たて候て、



源介あとしき我々へ爲上儀被仰付忝存候間、ふしほうこう付懸かへ共  
いとまおこいて申由申付而、(學)かくりやう衆取成御同心、右之三人衆御  
人ニ候事、生々世々忝存候、若御奉公仕候方、行等切米前過分まして  
可被下由候共、是非いとま如御談合仁いとまこいすて、可罷歸候間、  
如何様成共筋目於御異見者、被仰次第ニ可仕候、萬一無分別までニ候  
はん間、向後者能々御異見奉頼外無他候、仍狀如件、  
あらみ新

慶長六年十一月十九日

源 舜(花押)

御使衆

窪坊

西 正善院

小田原 西覺院

新大夫殿

重助殿

源七郎殿參

人々御中

三五九 剃髮寺造營米請取狀

剃髮寺(青巖寺)造營米

從 上様剃髮寺御造營に被成御渡候御米壹万石之内、請取申御米之事、

合百石者 但杉原村にて、

右高野衆之替請取也、

天正廿年十一月六日

喜多源七殿

源 助(花押)

○(黒印)

〔北家文書第二〕

三六〇 北家頼田地賣券



(端裏書)  
「アラミアラ内 アラミアラウ内」

永代賣渡申田地事 在所紀州南賀郡安良見、あら村一所かいと

段錢  
宮米

合四段

限東高岸、限南岸、段錢有、限西道、限北岸、同宮米有三石五斗、

右件之田地者、安良見北先祖相傳私領也、然今依要用有直錢十七貫文

根來花藏院

ニ、限永代根來寺花藏院江賣渡申處實也、(繼カ)後天下一同德政又ハ如何様

之子細雖有、於此下地者不可有相違者也、若號本券有異亂出來者其人

可爲盜賊也、定米三石作人辻方若有無沙汰之儀者、其時可改替者也、

仍爲後日沙汰之狀如件、

寬正二年霜月十六日

安良見民部尉

家 頼(花押)

根來寺花藏院へ參

三六一 竹内實善屋敷賣券

(端裏書)  
「アラミヒコ三郎ノカキ内」

永代賣渡申屋敷之事

合一所田大

此外山アリ、在紀伊國那賀郡東安良見村、内彦三郎垣内、

四至

東限谷、南マノヤフヲカキル、西限高岸、北限谷、斗代六斗五升、作人左衛門五郎、

右件屋敷者、雖安良見竹内先祖相傳之私領也、今依有要用直錢三貫三

百文、根來寺花藏院所賣渡申候也、(繼カ)後天下一同之德政又如何様之子細

雖有、於此下地者不可相違者也、本券無之、則進爲本券、以後本券被

出者候ハ、盜人可爲也、仍爲後日沙汰證文之狀如件、

寬正二年己亥十二月

安良見竹内

實 善(花押)

口入人 衛門大夫

根來寺花藏院參

三六二 野田原範景山地賣券

永代賣渡申山之事

舊高野領内文書(三)



在紀州南賀郡高野山寺領安樂川庄内有野田原村之内山

四至

限東ソ子ノミチ、限南トリコエノミチ、限西調月山ノサカイ、限北安樂川山調月山ノ大峯限、

右件山ハ野田原八郎範景之先祖相傳之私領也、而今依有要用之儀、調月中殿俊良之御方江現米合拾九石相當、限永代賣渡申事既以實正明鏡也、但於此山者無他之違亂妨可有御知行者也、又本券者相副雖可進候、依爲連券取放不進候、然間於我等之子々孫々並雖爲他人號、此山之本券輩出來者、必定可被處盜人之沙汰者也、又天下一同雖德政行候、於此山者可爲輿院地與同遍者也、如此申候上者於御子孫無違亂煩、限永代可有御知行候也、仍爲後日之龜鏡與證文狀如件、

文明十八年丙午十二月廿一日

野田原八郎 範 景(書判)

輿院領ハ德政ヲ免ルカ

三六三 北久頼・ゑもん太郎連署賣券

(端裏書) アラミノ文書 キタノイ

(追筆) 永代賣渡申田地之事 在所ハ東あら見、きたノ井、

合一所

東限岸、南限岸、西ルイ地限、北ルイ地限、セマチ六、一石、

右件之田地ハ、北殿先祖相傳之私領也、然今依有要用、直錢伍貫文ニ、限永代根來寺花藏院へ賣渡申處實也、後天下一同德政又ハ如何様之子細雖有、於此下地者不可相違者也、万一本けんと號出來輩あらハ、可爲盜賊者也、仍爲後日狀如件、

明應伍年二月廿八日

あら見北 久 頼(花押) ゑもん太郎(筆軸印)

根來寺花藏院へ參

三六四 往生院阿彌陀講衆田地賣券

(端裏書) アラミ大石長トヲリ 深教

永代賣渡申田地之事



如來堂當阿彌

阿彌陀堂講錢

守護遊佐又二  
郎

國寺

右彼田地者、如來堂當阿彌相傳之雖爲私領、長享<sup>戊申</sup>二年二月十日二如來堂ニ公事出來候間、寺家へ科錢ヲ仕時彼下地於質物阿彌陀堂講錢ヲ借用申公事無爲ニ候處、又自西谷公事ヲ起シ燒失之時、此本券引失候、然所守護遊佐又二郎方迄此子細申届候、其御判も出され候て、往生院之阿彌陀講衆雖爲知行、依有要用直錢八貫文ニ往生院觀音院深教房ニ永賣渡申所明白也、此上違亂妨申輩出來候者、國寺而可致盜人沙汰者也、仍證文狀如件、

賣主往生院阿彌陀講衆

明應八年己未十二月十五日

二藁 相染坊 行秀

一藁 小坂坊

行永

三六五 おりやう田地賣券

(端裏書)  
「ヒカシアラミアンノカイト」

永代賣渡申田地之事

合大者在

紀州東安良見  
字庵ノカイト、

四至限

東者溝、南溝、  
西者道、北者ルイ地、  
年貢者六斗也、

右件田地者、雖致知行候、依用要有直錢三貫文仁高野山往生院之内觀音院へ賣渡申處實正明白也、無本券候、万一天下一同之德政行候共、永代可有御知行者也、仍證文之狀如件、

享祿三年<sup>かのへ</sup>三月 日

口入喜多 實 賴(花押)

買主

觀音院參

賣主 おりやう



三六六 北實賴畠地賣券

(端裏書)  
一ニシアラムシマノハタケ北殿

永代賣渡申候畠之事

合一段者諸公事なし、

紀州那賀郡有良見下嶋

四至限 東垣、西水原堺キシ、  
南道、北植石アリ、

右彼畠者雖爲北先祖相傳下地、而二依有今用要、直錢參貫柒百文宛、

永代高野山觀音院賣渡申候事實正明白也、然間天下一同德政長地(マ)まで

爲行、於此畠者無違亂末代御知行可有者也、仍爲後日支證文狀如件、

享祿五年壬辰七月 日

觀音院參

あらま北  
實 賴(花押)

〔北家文書第三〕

三六七 荒見家系圖

荒見家系圖

天皇四十代、諱大海人、  
天武天皇

舍人親王 天武第三皇子、

御原王 中務卿、  
正三位、

小倉王

夏野 本名繁野、任右大臣左大將、  
始賜清原姓、

海雄 筑前守、

房則 豐前守、  
贈大納言、

葉恒 正五位、  
左大史主計頭、  
廣澄 博士正五位下、  
大外記、

局務 博士正五位  
下、  
賴隆 大外記河内  
守、

深養父 古今集作者、  
肥後守、

春光 下總守、

元輔 肥後守、  
拾遺作者、

致信 太宰少監、  
號清監、

重文 周防守、

基貞 筑前守、

基光 左京權大夫、

光方 兵部大輔、

女 號清少納言、

古今集作者  
拾遺作者  
清少納言



武 則 鎮守府將軍從五位上、住出羽國山北號清將軍、

武 貞 荒川太郎、

眞 衡 海道小太郎、

定 滋 從五位下、大外記、

定 康 河内守從四位下、大外記、

祐 隆

定 隆 從五位上、大外記、

定 俊 博士從四位下、大外記、

廣 實

淨 命 號石山公、

定 資 定俊養子、

定 友

信 定 左衛門尉、進士判官、

俊 定

能 資

康 定

清 定 清左衛門尉圖書允、鎌倉右大臣家被補家令、

長 定 左兵衛尉、右大臣家評定衆、

清 時 左衛門尉、鎌倉評定衆、

定 治 紀州流浪、承元中粉川寺之衆徒背守護之下知、依之守護佐原十郎左衛門尉

義連攻粉河寺、定治依守護之催促與力勳功在リ、粉川寺降參、依テ荒見水原麻生津三ヶ庄賜定治自是住荒見以居所爲家之名、

信 治 清六郎、

憲 治 清太郎、

朝 治 彈正左衛門、元弘之頃粉川寺衆徒與宮方ニ與力シテ守護ヲ破ル、依之賜大塔宮令旨、後運勝居士ト云、創禪頭寺龍門菴等請愚中禪師令居、

頼 治 幼名二郎丸、後民部尉、實南朝博士、少納言清原頼元之末子、家臣□勝時盛武末眞方は近等補佐之、

忠光大阪ニ籠城ス

朝治粉河寺衆徒宮方ニ與力シテ守護ヲ破ル

粉河寺守護ニ背ク

家 治 彈正左衛門、

重 俊 新家ト稱、

俊 頼 某 十右衛門、

忠 光 左太夫、大阪籠城打死、某 源次郎、早世、

福生院

家 頼 民部尉、稱北家、

久 頼 彈正左衛門、

實 頼 稱中家、

某 三郎右衛門、

政 之 十左衛門、

某 加兵衛、

忠 富 稱西家、九郎、

忠 國 齊、清西入道ト云、

忠 清 十太夫、號玄西、

忠 光 與兵衛、號宗岸、

頼 長 十太夫、號源心、

實 頼 民部、

家 長 源四郎、高野ノ衆徒ニ一味シテ、菴ノ城持堅退粉川根來並信長公ノ勢、後横死、

俊 光 彈正左衛門、同國荒川庄下司平野家名跡、

僧 宥眞、高野山五大院、荒見九頭明神再興、



慶 政 源之亟後改源七郎、實稻垣隼人佐清原信重二男、法名清岸ト云、喜多家依無續子俊光忠清僧有眞等招之、喜多家相續、天正ノ頃近郷支配、

女 山口兵内室、

女 城四郎兵衛室號長壽院、

忠 政 源兵衛、依催眞田左衛門尉信賀大坂籠城、落城之時作州稻垣新之亟慶成之宅ニ蟄居、後依一統御大救歸故卿大守頼宣公賜家祿、長左衛門ト改、

成 信 謂稻垣安兵衛、頼宣公家臣、 治 實忠政二男、光貞公家臣、

僧 泉秀、高野山五大院、後還俗號喜齊、東家先祖、

忠 之 源作福生院ヨリ新家之請讓、

女 西十太夫頼長室、

女 金谷次郎左衛門室、

忠 晴 市太夫、號松陰居士、 頼 長左衛門、實西頼長之長男、號了徹信士、

成 治 安兵衛、稻垣ノ續子、 女 忠頼室、

東家ノ先祖

女 城四郎兵衛室、

忠 親 長左衛門、號如閑居士、

女 新源右衛門室、

僧 應詮律師、

章 親 長左衛門後改市太夫、

僧 京都戒光寺高堅、勅住泉涌寺賜紫月耕長老ト云、

女 金谷孫左衛門正能室、

舉 直 宇野家養子、吉左衛門ト云、

忠 章 長左衛門、 忠 義 長左衛門後改市太夫、

女 西惣左衛門忠直室、 古林昌齊室號授勝院、

僧 富春爲京都戒光寺繼席、 妻木嘉左衛門室松壽院ト云、

女 宇治田彌右衛門室號一操院、

女 寒川新左衛門室直證院ト云、

忠 英 長左衛門、



一某 半兵衛、

一女 奥孫四郎則義室、  
野呂玄達養子、

一僧 最眞、河州檜尾山觀心寺多聞院、兼同國狹山金藏寺、

〔西家文書第一〕

三六八 觀音院文書粉失狀

なをく、あら川より慥ニとり候て、渡申候、

四郎太郎かいたの文書之事引失候間、此文書如何様之人もち候共、不可有違亂妨候、若違亂申人候者咎可行者也、仍後日狀如件、

往生院

觀音院(花押)

安良見

西 殿參

明應四年乙卯八月三日

斷食行ノ功德

三六九 斷食行功德日記

(端裏書) 一不食ノ日記事、主ヲサカサマ

(湯殿ノ權現カ)

ユトノコンケン、大日如來、弘法大師ノ不食ノ日記事、

月ニ一日ツ、コノ行ヲスレハ、ケン世安ノン、後世ニ往生ウタカイ  
ナシ、

正月十五日なり、佛ヲ六万六千タイツクルニアタル、

二月八日、九重ノトウヲ拾序九ムニアタルナリ、

三月十四日、廿壹大カラヲ、タツルニアタルナリ、

四月十五日、シユンケヲ九万九千人供養スルニアタル、

五月十八日、父母ヲ年ヤシナウニアタル、



六月廿四日、(風呂カ)フロヲ六トタクニアタル、  
 七月十四日、(率都婆カ)ソトハヲ八万四千ホンタツルニアタル、  
 八月十五日、(僧カ)万ソウ供養ヲ六トスルニアタル、  
 九月十九日、万部ヲ八ト讀誦ヨムニアタル、  
 十月八日、(マ)サンセンチヨウヲ六トスルニアタルナリ、  
 十一月廿四日、千行ヲ千日ヒクニアタルナリ、  
 十二月廿八日、大般若經ヲ轉讀供養ニアタルナリ、  
 右コノ行ヲ月ニ一日ツ、三年三月ケタイナクスレバ、現世安ノン後  
 世成佛スルコトウタカイナシ、六親ケンソクニイタルマテ、成佛スル  
 コトウタカイナシ、(行カ)コノキヤウヲスルヒトハ、タ、ノヒトニハウマレ  
(摩訶陀カ)ス、マカタ國ノ大王ニウマル、ナリ、ソノヒハウシムマノナハチモト  
(牛馬カ)ラヌモノナリ、ソノヒハカミホトケマイリヲスルモノナリ、  
(口脱カ)念佛ヲコ、カケタル可候、  
 慶長十五年ツチノヘ二月十八日  
 主ヲサカ

三七〇 西十太夫遺狀

かきおきノ事、田はたい(居家敷構内カ)やしきかうないに至るまで、我等(う脱カ)しよゆいた  
 し候分、少モのこらず永代ヲかきり勝九郎ニ相渡申候、同山之儀もミ  
 そてより上ヲやり申候、此上は出入申物有間敷候、仍後日ノ證文如件、  
 慶長十七年九月吉日  
 十太夫(花押)  
 勝九郎まゐる

三七一 高野寺領夫役勤方書上

高野領  
 紀州安良見村夫役勤方覺  
 一年預夫と申候者  
 田畑川除惡水除用水普請等ニ相懸リ候人足ニ而、高野領高七千五



公事家

百石村々公事家數江、年預<sub>レ</sub>被割渡候夫役ニ御座候、

此夫役喜多長左衛門、新才之進、西十太夫、同惣左衛門四人共

ニ相勤不申候、

村夫

一村夫と申候者

田畑川除惡水除用水普請等之節、見分奉行普請奉行或者檢見之節、送り迎、道中逗留中遣夫、人足他村江取遣廻狀持歩行人夫、氏神并村支配之寺修復之節出候人足、雨乞其外に夫數多御座候得共略之候、

此夫役、右四人共ニ相勤不申候、

江戸夫

一江戸夫と申候者

兩門主兩在番江戸表ニ相詰候夫役ニ而、高七千五百石村々高懸リニ而、壹石ニ付銀壹匁ツ、田地持候もの江、不殘相懸ケ申候夫役ニ御座候、

此夫役者、右四人共ニ相勤申候、

地頭夫

一地頭夫并柴切夫と申候者

一地頭切之百姓相勤候夫役ニ而、地頭寺普請等ニ出候夫役ニ御座候、柴切夫も一地頭下百姓相勤、薪山江伐ニ參候夫役ニ御座候、右二色之夫役は、地頭之心次第被申候て御座候、

此夫役は右四人共ニ相勤申候、

社役、頭屋、禰宜、的射、棟役夫

一社役頭屋禰宜的射棟役夫等之儀は、庄屋百姓共申談、夫役差免村中償申候儀故申立ニは難仕候、

右之通相違無御座候、以上、

庄屋

西惣左衛門

同拾四人物代

與左衛門

權之進

源左衛門



庄屋

助 六

百拾四人百姓惣代

恒右衛門

次 兵 衛

治左衛門

次郎四郎

佐 市

兵 五 郎

平 兵 衛

〔西家文書第二〕

三七二 經乘法印垣内讓狀

ゆつり申新開西之垣内之事

合一所者 在粉河ノ寺領、西荒見之内、

四至

東カキル道、南カキル山道、  
西カキルルイ地、北カキルタカ岸、

右件カイトワ、子細有ニよつて、ゆつり申所實正也、彼下地於ハ他ノ  
無妨、長御知行可有者也、此垣内ニ水田小有、イテノ水有、仍爲後日  
證文之狀如件、

應安元年五月十四日

經乘法印 乘

あらミにことのまいる



三七三 奥之坊田地放狀

以前自其給置候つる御借狀之事、引うしなひてなく候間、已後の支證  
ため也、則はおはなし狀に進候、  
二斗之分五せマチ田、  
爲後日證文狀如件、

延徳三年卯月十四日

西 殿進之候

奥之坊(花押)  
取次 藤二郎

三七四 小島徳善山地賣券

永代うり渡し申山之事

四方限 南者をすしを限、西ハ谷を限、  
東ハ道を限、北ハ三石を限、

北ノイテクチノ下ハふる道ヲ限、

直錢六貫五百文ニうり渡し申處實正也、若天下一度之(同ノ意カ)とくせい行候共、  
此山ニをいてハ違亂有間敷候、長御地行可有物也、仍而爲後日如件、  
天文廿三年四月吉日  
徳小嶋 善(略押)  
せい二郎參

〔佐々木家文書〕

三七五 護良親王御教書案

芋畑村白鬚一黨等、致軍忠上者、於更後諸方之給至公事等、悉可停止  
者也、依將軍家仰執達如件、  
元弘三年八月十八日

左少將 在判

護良親王

白鬚一黨



三七六 白鬚一黨言上書

紀州那賀郡池田庄

今畑村今ハ山崎庄白鬚黨事、

一元弘之亂節、後醍醐天皇に御方仕、大塔之宮將軍之御教書被爲下候、

一延元々年御輪旨(繪カ)被爲下候、

一建武年中、屬畠山阿波守源ノ國清ニ、有軍功、依之本知之外ニ、初

而紀伊國三毛庄内を領ス、

一觀應元年直義有子細、吉野江御方ニ參候ニ付、屬國清も官方故ニ、

白鬚黨も國清ニつゐて、今年より吉野江參候、

一應安年中ニ足利義滿將軍之時代にて、管領ハ細川武藏守頼之、此節

紀伊之守護ハ、頼之之舍弟細川淡路守滿春也、此砌滿春ニ仕へ、時

之郡主嶋田主水光氏の墨付有之、

一永徳之頃ハ、山名修理大夫義理ニ仕へ、時之郡代江見掃部入道ノ書

畠山國清ニ屬  
スシ三毛庄ヲ領

白鬚黨官方ニ  
屬シ吉野ヘ赴

細川滿春紀伊  
守護タリ

山名義理ニ仕  
フ

印在、

大内義弘ニ仕  
フ

一明徳之頃ハ、大内義弘ニ仕へ、義弘之四男陶五郎弘房より書印有、

一應永七年沙彌妙通ノ書印有、

一文安三年ニ、寶譽ヨリ出候書印有、

一天正中、畠山紀伊守高政殿より被下候墨付并御代替之節、御祝儀

差上ケ候處、老中丹下備後守より之書狀等御座候、

一東ハ中畑境、南ハ春日山、北ハ横峯、西ハ根來領迄之内ハ、白鬚等

之知行場所にて御坐候ニ付、右之通之四方書有之候、

白鬚黨ノ知行  
四至

三七七 白鬚黨系圖

○紀州池田庄今畑村今ハ山崎組、白鬚黨右近ノ家筋、系圖近江源氏

人皇五十九代

△宇多天皇

敦實親王

宇多ノ天皇  
第八ノ王子、



秀 義 敦實七世ノ後孫、佐々木三郎爲六條ノ判官爲義ノ猶子ト、 定 綱 左衛門尉

信 綱 佐々木ノ四郎後ニ朽木ヲ名乗ル、宇治川ノ先陣致候承久亂ノ時、 重 綱 太郎左衛門 時 綱 對馬守

重 信 初テ高山ヲ名乗ル、高山六郎 義 信 六郎左衛門後玄番允 義 員 又左衛門後兵庫頭遷往紀伊ニ、

義 綱 又次郎後主計頭 綱 重 善吉郎後木工之進後右近將監 政 義 善吉郎右近太郎

高 義 善太郎 直 政 甚太夫 長 政 善太郎

勝 政 善左衛門 景 吉 善吉 二男 景 治 善次後善吉 景 延 善太郎後善吉

景 忠 善太郎善吉 景 重 善太郎善吉 重 次 善吉 重 正 善吉

重 貞 三郎兵衛後善吉 重 雅 茂十郎後善吉 重 幸 六左衛門

三七八 畠山國清施行狀案

新田義貞以下凶徒誅伐事、所被成下將軍家御教書也、而於于御方、致軍忠者、可申行恩賞之狀如件、

建武三年十月十七日

芋畑白鬚等中

(畠山) 源國清判

三七九 畠山國清知行安堵狀案

畠山河波守殿 御判



紀伊國池田庄内今畑事、今度參最前、致忠節上者、如本不可有相違、  
次同國三毛内武成名、爲斷所可令知行之狀如件、

建武四年二月三日

白鬚等中

三八〇 後醍醐天皇綸旨案

後醍醐天皇幸  
畑村公事等ヲ  
安堵セシメラ  
ル

紀伊國高<sup>(野)</sup>山芋畑村公事等、爲勳功賞、所有御免也、白鬚輩等、可存  
知其旨、者 天氣如此、悉之以狀、

延元々年五月十九日

勘解由次官

在判

白鬚一等中

三八一 後醍醐天皇綸旨案

(端裏書)  
一大塔宮令旨

後醍醐天皇丸  
栖村ヲ安堵セ  
シメラル

紀伊國丸栖村<sup>大佛師</sup>跡 寺畑村人等、爲勳功之賞、可令知行、者 天氣如  
此、悉之、

延元々年八月三日

左中將 在判

三八二 梶原周防守奉書案

梶原殿周防守

紀伊國三毛内武成名事、爲料所令知行之狀、依仰下知如件、

貞和三年正月廿日

在御判

白鬚黨中



三八三 某下知狀案

判

野臥

御敵出之由、有其聞、於池田庄芋畑、致野臥、可抽軍忠之狀如件、

貞和二年十一月廿六日

白鬚黨中

三八四 梶原周防守奉書案

梶原殿周防守

紀伊國池田庄内今畑事、如先例、被免除所也、可令存知其旨狀、依仰下知如件、

觀應貳年三月三日

白鬚等中

在御判

三八五 松田新左衛門尉・江見掃部助入道連署奉書案

山名殿御代紀伊國三毛庄内武成名事、所被預置也、如元可令知行之狀、依仰執達如件、

永德元年十月廿七日

當奉行松田新左衛門尉殿

左衛門尉 在判

同々江見掃部助入道殿

沙彌 在判

今畑白鬚

三八六 江見掃部助入道下知狀案

折紙 山名殿御代紀伊國三毛庄内武成名事、所被宛行今畑白鬚也、可被沙汰付下地于彼等由候也、仍執達如件、

永德二八月十二日

江見掃部入道殿

在判 □



高山備中守殿

三八七 陶弘房安堵狀案

大内殿御代 紀伊國那賀郡三毛庄内武成名事、任先例、知行不可有相違之狀如件、

明德三年七月廿九日

陶殿(弘房) 兵部少輔 在判

白鬚等中

三八八 沙彌妙通安堵狀案

當御代 白鬚一黨知行分事、任先例、不可有相違之由候也、仍之狀如件、

應永七年四月日

沙彌妙通 在判

白鬚一黨中

三八九 沙彌妙通安堵狀案

當御代 紀伊國三毛内武成名事、任相傳、不可有相違之狀如件、

應永七年八月廿三日

沙(妙通) 彌 在判

白鬚一黨中

〔河野家文書〕

三九〇 金剛峯寺惣分沙汰所祐尊書狀

尙々其表之儀者、御兩人へ任置候間、御才覺尤候、以上、

急度申入候、左兵衛殿根粉路、同雜賀衆悉打合、近日其表へ被相働之

由、粗申來候、就其鉋坊之覺

一百丁 眞國之庄



同三拾丁 氏人衆

一五十丁 志賀野村

同廿丁 氏人衆

一貳百丁 其庄中

同八十丁 氏人衆

一五十丁 小川庄

右之在々悉召つれられ、てき方働次第二御才覺此時候、誠二度々御手柄共、於惣分致満足候、何も自是以使者可申入候、昨日惣分坊主衆老衆共、悉天野於御神前令集儀如此候、彌々無御油斷様專一候、恐々謹言、

二月四日

祐

尊

(黒印)

惣分

神野殿

文殊院 御宿所

三九一 高野山惣分方集議狀

先年信長進發之砌、對當山、種々御忠勤不淺候、其節一禮雖可申入候、于今申後候、今度其庄郡戶事、彼一亂之節、萬事構表裏挿野心候之條、<sup>(敗脱カ)</sup>即時可有成之處、菟角令延引候、此度貴殿迄申入候之處、父子七人無殘被討果候、誠二御才覺云、御手柄云、御忠節不淺候、先年云、當時云、感歎不過之候、然者向後新儀二申懸候御公事令免許候、并當時之懸米是又指置申候、將亦雖些少之儀候、青銅千疋進之候、誠以各表心底計候、仍集議如件、

天正十七 正月廿九日

金剛峯寺惣分

木食與山上人

教

榮

(黒印)

應

其(花押)

神

(野殿カ)

御  (宿所カ)



三九二 高野山惣分方沙汰所宥傳書狀

追而申候、從前々貴殿御存知之藪、無相違可有御進退候、以上、

對當山、度々御忠節之間、永代諸公事免許之旨、今度興山上人被仰出候、於惣分、別而不可存疎略候、彌向後不可有相違候、恐々謹言、

文祿五 八月十八日

惣分沙汰所 宥

(黒印) 傳 □

神野修理亮殿 御宿所

三九三 應 其 書 狀

先年小川中田權丞事、成敗之段、無比類御忠節不及是非候、其外每度普請以下被入御精候、殊其邊者高野へ程遠候條、貴所之儀、諸事無疎略候事肝要二候、然者永代諸公事可爲免許候間、可被得其意候、仍爲後代之狀如件、

八月十八日

木食 應

其(花押)

神野修理亮殿 御宿所

三九四 高野山惣分方沙汰所祐尊書狀

尙々奥三郡之儀、相調候事、御馳走奉賴候、

今度當寺就不慮之儀、近日御人數可被指向候様、其聞候條、國中一味之儀、方々江申進候、奥郡へ以書狀申越候、被成其心得、此度御馳走之儀、萬々所仰候、當山迄之非一大事候、既惣國大破二可罷成事二候間、以御分別、其我執肝要令存候、恐々謹言、

金剛峯寺

惣分沙汰所

祐尊 □ (黒印)

八月廿八日

神野新四郎殿 御宿所



三九五 快眞・盛辨等連署書狀

尙々惣分方御報可被申候へ共、程近候間、先三ヶ院方様子申入候、急度御才覺可爲專  
用候、以上、

惣分江御書中令拜見候、就其御意内々儀承候、此度之儀者、如何様共、  
奥郡被成御入魂候て、貴殿要害三ヶ庄被相抱候て可然候、後々始末之  
段者、西三ヶ院請取可申候、急度御才覺專用候、恐々謹言、

三月六日

西院 快眞 (黒印)  
谷上 盛辨 (黒印)  
南谷 良算 (花押)

神野新四郎殿

同 市入道殿 御報

三九六 高野山惣分方沙汰所勢雉書狀

以上

御狀并從奥郡書狀、委令披見候、隨而彼兵糧米之儀、其以後更々可致  
到來處、菟角宇智郡表依無一著延引候、年内中可及其沙汰之狀、此等  
之趣、奥郡へ可然様、可預御心得候、委曲岡新可有演說候條、不能詳  
候、恐々謹言、

十月八日

金 惣分沙汰所

勢 雉 (黒印)

神野新四郎殿御返事

三九七 仙算・啓算等連署書狀

尙々御坊御入魂之儀候間、少宇智郡隙明候へん迄者、御遠慮候之様ニ御取成肝要候、  
返々奥郡兵糧米者、相違有間敷候間、可御心易候、以上、

今度奥郡へ被申合候兵糧米、更惣分非由斷候、併宇智郡表就一著無之、  
于今諸沙汰延引之儀候、即昨日ニ御狀之趣披露申候、年内ニ可有其沙



筒井順慶

汰分候、被成其意、奥郡へも可被仰越候、將亦雜賀御坊入魂之儀、近日可在御返事候、尤之儀候、併此比筒井順慶の宇智郡噯有度之由被仰越候、就其近日彼郡へ少々可被罷下分候、然者今少御増御入魂之儀者被仰延候て、可然之通集儀躰候、可被成其意候、恐々謹言、

十月九日

仙筭 算(花押)  
本阿(啓算力) 算(花押)  
盛 算(花押)

神市入

同 新御報

三九八 徳川家康書狀

就上洛、岡崎迄參著候、被入御念、是迄預御飛脚候、殊更舟等迄被仰付之由、祝著之至候、猶榊原式部大輔可申候、恐々謹言、

三月六日

家 康(花押)

羽柴侍從殿

〔畠山家文書〕

三九九 羽柴秀吉判物寫

神東郡舟津之内を以、百石令扶助訖、可全領知狀如件、

天正拾

三月廿一日

筑前守

秀吉 花押

水原龜千世殿

四〇〇 豊臣秀吉朱印狀

播磨國笠井郡妙樂寺村百石事、丹波爲替地、令扶助候訖、全可領知候



也、

文祿三

三月廿一日

水原龜介殿

(豐臣秀吉)

朱印

炭燒ノ稅

近江國中ノすゝ燒所々、誰々雖爲知行、相改公方炭半分ノ分、あけ可申候也、

四〇一 豐臣秀吉朱印狀

十一月卅日

早崎平三殿

(豐臣秀吉)

朱印

有田郡ヨリ兵糧ヲ送ル

四〇二 木食興山上人應其書狀

以上

急度申候、先年信長進發之刻、對當山御忠節、殊兵糧有田郡より運送、御手柄申無比類、誠以不淺忝候、先一禮可申入處、取紛依從今之諸公事免許之旨、惣分江申付候、尙刀一腰帷子令進候、表御禮□□、恐々謹言、

八月三日

應 其(花押)

畠山權守殿 上る

四〇三 畠山一族諸役免許覺書寫

以上

一門之者共、大阪致籠城、及落城之處、貴殿事、相守當山制禁之候段、



神妙之至候、仍而諸事諸役令免許者也、并山之儀、往古之通、相違有  
間敷者也、仍後日ため一書如件、

千手院集儀中

慶長廿年乙卯

八月四日

新坊

延命院

明星院

兩役所判

祐譽判

勢算判

教意判

畠山權守 上る

四〇四 畠山一族諸役免許覺書斷簡

并山之儀、往古之通、相違有間敷者也、仍爲後日一書如件、

千手院集儀中

慶長廿年乙卯

八月四日

新坊

延命院

明星院

兩役所判

祐譽判

勢算判

明星院

教意(花押)

(畠山權カ) 守 上る

四〇五 松瀬村諸役免許證文

覺

四拾六石壹斗四升六合 松瀬

内十六石四斗出物無シ、

九石五斗公事物無之、東野村ニあり、

〆貳拾五石九斗免許

(公事家カ)

右之高、公事物無之、氏神のやくめくちやむね一け可引候、仍而證文  
如件、

元和三年

巳拾一月四日

しかの

庄 中 (黒印)



四〇六 松瀬村諸役免許證文

一高四拾六石壹斗八升四合 志賀野組 松瀬村

内

拾六石四升諸役免許

右御預之内者、割符無之者也、

申十月

柳澤左衛殿

庄屋肝煎小百姓中

彌一郎(花押)  
甚五郎(黒印)  
長か峯(花押)  
八兵へ(花押)

飯田助右衛門(黒印)  
戸田彌大夫(黒印)

〔中家文書〕

四〇七 志賀郷宛狀

渡 紀伊國伊都郡志賀郷内

くるミ谷之名分内田事、

字火口古河合半四至

東限ミへ、南限溝、西限明白也、北限大河、

一せ町田六十步、四至明白也、合二百四十步ハ寺免田也、

西垣内のみをきた百步并の小畠牛鋤之定、

有井田一段并屋敷四至

東限門なへて、南限溝、西限谷、北限大河、

合四所者

右件所者、僧淨昭之相傳所也、而能陣ニ渡、彼子細者、三郎か許文を  
あてかハの北庄司殿より能陣に給て、淨昭にたふ所のかハリ也、爲後  
日沙汰、本券依有類地、放新券文之狀如件、



治承三年己亥四月十五日

下司大法師(花押)

三郎女之嫡女之嫡男國不見万歳

四〇八 能陣讓狀

宛行

紀伊國志賀郷内田畠事、

合肆所

字 火口古河 一瀬町田

有井 西垣内

四至在本券、

右件田畠者、能陣之相傳私領也、依爲實子、二能所讓渡實也、仍爲後日沙汰、相副本券、讓渡之狀如件、

壽永二年二月日

僧能陣(花押)

四〇九 明憲讓狀

讓與 私領田畠并山地事

合壹所者、

在長谷之郷下村西之垣内、

四至限東俊光房之作并屋後之ヒセ谷、高峯、熊鷲力名ニ至マテ、

限南森之垣根里神之谷大河、

限西谷并タキ、同鷲谷ヲ谷ワケ鴨居朽之張尾、子キ谷ノ下ノ小

瀧ニ至マテ、

限北子キ谷ト中ノアタトノハリ尾田畠ノ内、栢木田ノ道ヨリ、

下ノ畠并河部之田者、笠田殿力私領也、

右件田畠山地者、明憲先祖相傳之私領也、而讓與嫡男嚴道房了、但於



手續之文書者、不慮之失火二相了、(逢)在地顯然也、仍爲後日證文、讓與狀如件、

建保參年乙亥十月十八日

僧明憲(花押)

四一〇 長谷郷内垣内田畠宛狀

宛渡 長谷郷内桓戸田畠事

合田貳段垣内一所 四至者、本券定

(私領力)

右件田畠者、賢聖房依爲相傳之、以能米貳石請取畢、於自今以後者、全以無相違、可令領知之狀如件、

寬喜元年己丑十二月十五日

下 司(花押)

四一一 毛原郷惣追補使職補任狀

補任

毛原郷惣追補使職事

藤原爲俊 在家一字免之、

右以人、補任彼職畢、庄官百姓等、宜承知、不可違失之狀如件、

寬喜三年二月十四日

預所阿闍梨(花押)

四一二 下長谷郷末弘名田數注文

下長谷郷末弘名田數事

合

中嶋壹反百四十步 中嶋壹反半

垣戸大 舊河大步

谷口貳佰七十步 居坂壹反六十步



西垣內貳反大 河部壹反廿步

葦原參百步 已上本庄分

西妻淵壹反大 坂本小

湯河口壹反小 已上新庄分

右已上新庄本庄合定末弘名田數壹町參反八十步付本券、依被注進、所  
下如件、

文曆二年五月十一日

中司山籠

預所阿闍梨

(端裏書)  
一覺生坊阿闍梨亡後 習學坊

四一三 法眼實承下文

下 長谷鄉沙汰人百姓等所

可早任先規西垣內畠田所當并公事免除田事、右件田地、自先年之比、

大旱損□年一切不令耕作者也、所詮可被成畠之由、精憲歎申之尤有其  
謂、仍被成畠畢、若又有子細、可辨申之由、依法印御房之仰、下知如  
件、

建長二年七月廿八日

法 眼(花押)  
(端裏書)  
一越前法眼御房實六

四一四 大法師某下文

(可早力)  
□任故經憲阿闍梨契狀、於壹町□

(件免)  
者、(令大法力)  
□師勝憲進退領掌事、

右□田者、故北院御時、爲僧明憲始□被立置之也、且代々廳御下  
文及數通□憲院主職以下、房舍聖教乃至寺領等、依爲經憲之敵弟、  
皆悉讓得之□、卽此免田其隨一也云々、然者已得三代相傳道理上、剩先



師持明院々主經憲可進件免田於彼院寺領、而致燈明等之沙汰者也、仍云相傳由緒云重色燈油、旁依難默止、被宛行之狀、所仰如件、卿宜承知、敢莫違故下、

文永二年潤四月廿五日

大法師 在判  
大別當

四一五 毛原郷惣追捕使職讓狀

讓與 毛原郷惣追捕使職事

右件所職者、犬飼氏女字大相傳之所帶也、而依無實子、爲堯憲定俊房養子、所讓渡永代實也、仍爲後日之沙汰、具書等相副、讓與之狀如件、

文永十一年三月廿一日

犬飼犬(花押)

四一六 憲譽讓狀

所從ヲ讓ル

讓與 田畠山野并屋敷所從等事

合 在志富田庄内

今西垣内一所 四至在本券、

檜垣本一所 横枕一所 堂田一所

所從 生善 袈裟 石 守

右件所々憲譽相傳之私領所從也、而所讓與定俊房實也、但故御房令注置給之旨不違、可致其沙汰者也、仍爲後日證文之狀如件、

建治二年五月 日

僧憲譽(花押)  
嫡子隆憲(花押)

(端裏書  
一八)

四一七 僧憲譽注文

注置 田畠山野并所從等事



合

西垣内一所四至在本券在山野 河部田一反

葦原田大 借屋本新田五十步 堀町大

下人國武同妻子 石王丸

已上正觀房分 一向長谷郷

志富田之田畠山野所從等一向ニ加守女童ラ定俊房

坂本田小在山野 四至在本券 所從壽王并妻子等但除□

已上鶴殿分

大野之中嶋山野并新田小 德并子

已上松夜又殿分 加龜石□

右任注置之旨、各可領知、若背此旨、於違逆者、云一人不可領知、一向不孝ナルヘシ、不背輩配分知行スヘシ、仍爲後日所注置如此、

建治二年丙子五月 日

僧憲譽(花押)

四一八 僧生善注文

田地事

在志富田御庄内

下ス、キ一反大ノ内 田一反九十步 屋敷百五十步

限東溝 限南溝

四至 限西道 限北新介作

件田地屋敷者、生善相傳之所領也、而依有急用、(甲)一段ヲ質ニ入テ、了淨房之米參石取之、但無倍々之儀 本物ヲ返進セムマテハ、毎年參斗米可辨之由約(束カ)申令辨進之處、了淨房不慮頓死之由承之、仍門弟之中申天、可辨進本物之旨相存候處、門弟(等カ)蒙上御勘當、被追放之刻、山下田地等沒取、其内ニ此田同御點定、而丈六堂性口御房此田給ス普通計可被召之由、雖仰候、此等次第ヲ御寺ニ就歎申候ニ、賢律御房御沙汰トシテ、三綱御中觸御沙汰候テ、御寺御評定ニ、如了淨房約束、



每年參斗米可被點之由事了、性口御房者、米參斗計每年別被召候、此等次第御山二八賢律御房、庄家公文殿被知召事顯然候、若了淨房之門弟等安堵之時者、返參石米、可領知田候、而此地ヲ又相賀嶋入道殿申賜、一向可領知之由候、雖仰以前御沙汰次第ヲ性口御房御方就歎申候、不便之由言上候歟、于今事不切候、然者此之由有申御沙汰、令知行三人二毛、每年參斗米有御沙汰、可令領知給者也、仍爲後日沙汰、此等次第任實正、所注申如件、

建治參年八月七日

僧生善(花押)

四一九 持明院免田安堵下文

下 紀伊國六ヶ庄内長谷郷司等中

可早松夜又丸進退領掌持明院免田一町五段事、

右件免田者、故北院御時、爲僧明憲始而所被立置也、且代々廳御下文

及數通乎、而口憲之遺跡等、松夜又讓得上者、彼免田可令進退領掌之狀、所仰如件以下、

延慶二年五月十六日

領家威儀師 在判

四二〇 弘秀寄進狀

長谷大明神奉寄進下地事

合一所 樽橋之田年貢  
壹斗三升宮之器物

右件下地田者、弘秀相傳之私領也、當社丹生大明神限永代寄進申處也、伏願息災延命、子孫繁榮、家門安泰、爲所願成辨也、仍寄進狀如件、

永享二稔十一月一日

弘 秀(花押)



四二一 中文書修補奧書

此書者、南紀長谷庄氏神殿有之由、村民持來披覽之、雖非強印璽、其年數及七八百年、又五百年之書也、仍加修補、長爲神祀寶器可也、  
文化十二乙亥十一月  
寂靜院泰雄

四二二 坂上系圖

皇帝——延王——石秋王(マ、)——瘦王母魏文帝妹 柴蓋公主 皇帝母

阿知王

後漢孝靈皇帝玄孫、母魏明帝女、仁公主、本朝應神天皇廿一年率數百人辭入本朝、即賜大和國高市郡檜前居之、名英智王即子一人阿多倍也、

阿多倍

本名高尊王、准內大臣、應神天皇御宇有勅三人、阿知王一男、子三人、子賜三姓也、

兄腹山木直大藏祖

中腹志奴直坂上祖

駒

子從三位 子七人

弓

東

駒子七男也、子四人

弟腹余波木直內藏祖

首名

孝子

大國耳

大耳女

從三位 兵部卿

荊田磨

大養 一男也、

田村磨

從二位 勳一等 大納言兼兵部卿、右近衛大將、陸奥 征夷大將軍 按察使也、

廣野

當宗

好蔭

大並

安主

僧增意

重方 仲信

生地先祖 佐野先祖

阿知王事

石京四條一坊伊美 吉延喜十一年十一月三日依勅堪奏、始祖後漢孝靈帝三世孫也、依兄弟不和、辭本鄉、率若干從人乘船浮海上、自然付紀州青木浦、下公人被實見攻號檢見浦、應勅參京洛、



子息一人有之、號阿多部本名高尊王准内大臣

孫子一人志奴直子息有之、所謂駒子從三位

戊奴直——都賀直——舌古直——阿庭直——(A、)毫古直

孝子——大國耳——大耳子——苅田磨

田村磨從二位 勳一等 大納言兼兵部卿右近衛大將 陸奥 出羽 按察使 征夷大將軍

廣野

當宗田村二男 被遣伊勢國、紋藤是也、

佐夜磨——宿奈磨——望磨——夏磨

文磨——乙磨——童子磨——津布禰磨

伊美吉——峯雄——峯樹壽イ——賧樹

定季伊勢四郎 六ヶ惣追

定宗四郎大郎

宗四男子四人 女子五人

(後文缺)

(別筆)  
「此書無年故何百年乎、不知其□□應神之勅文亦有田丸之名、從田磨萬千五十亦、有延喜之文、凡七八百年歟、  
文化十二亥年記之、已下皆倣之、  
寂靜院 記之」

〔御前家文書〕

四二三 足利尊氏御教書



紀伊國保田庄地頭職事、貴志二郎左衛門入道淨宗拜領了、早任御下文、  
可被沙汰付下地之狀、依仰執達如件、

建武五年後七月十日

(高師直)  
武藏守(花押)

細河三位阿闍梨御房

四二四 畠山國情下知狀

紀伊國春日山城警固事、可被致勤厚之狀如件、

觀應元年十二月七日

(畠山國清)  
左近將監(花押)

貴志按察御房

高野山文書

家わけ第十一

舊高野領内文書(三)終

當卷文書と其の所藏者について

當卷には豫定の如く舊高野寺領内の諸文書を蒐録して之を第十一卷に  
充つることゝした。

されば今こゝに於いては舊高野寺領の成立や其の變遷等について詳し  
い説明を施し、又所收文書の内容についても多少の解説を試むべきではあ  
るが、然し所謂高野寺領なるものゝ説明に就いては既に刊行済となつてゐ  
るものゝ中にも多少之に觸れて居り、又文書の内容は御覽の如く比較的簡  
單で特に編纂者の解説を必要とするものが殆んど見當らぬ様であるから  
今は之を省略し、今回は特に各所藏者の寺誌や家史の一端を極く簡略に記  
載して當文書利用の便に供し、併せて多少の參考に供することゝした。

施無畏寺 是有田郡田栖川村栖原にあり、其の昔明惠上人高辨の開基せ  
られた名刹當縣八遺跡の隨一である。

同寺現存の文書記録等に依れば、上人が壯年の頃嘗つて此の地の白上峯



に閑居して修學練行した事があるが、其の後寛喜三年四月に到つて、領主森九郎(藤原)景基が上人に歸依の餘り此の峯の麓に別所を建立して、觀世音菩薩を安置し、上人を囑請して落慶供養の法筵を展じ、其の附近一帶の海岸に永く殺生禁斷の制令を敷き、之を以つて上人への布施となし、寺號を施無畏寺と號したと云はれてゐる。即ち生類に無畏を施す(殺生禁斷)を以つて寺號となしたのである。

當卷所收の文書は略々當寺現存文書の全部を収録し得たものと編者は信じてゐる。何となれば編者と當寺の現住中島明憲師とは中學時代の同窓であり、其の生國が近い爲めに過去二十數年以前からずつと親しくしてゐる關係上、一昨年編者が直接當寺へ出張して現住と協力して寺中の書庫を隅なく調査の上、昨年の秋頃迄借覽して原稿を作製したからである。

尙末尾の方に上人書狀の寫數通を収録したが、之は原本は失はれて今は極く新らしい影寫しか残つて居らぬが、然し其の文面から推考して或は嘗つて原本が存在してゐたものと思はれるから特に之を添加した。

禪林寺 元は名草郡大野莊に屬し、今は海南市幡川にあり、眞言宗山階派の末寺である。

弘安元年僧宗□の記録等に依れば、當寺は聖武天皇の勅願所として唐の爲光上人が開基し、本尊は我國七佛藥師の隨一とされてゐる。

現在では餘程荒廢してゐるが、古くは頗る隆昌を極めた名刹と見え、建武元年沙彌覺心の文書等に依れば、其の頃佛聖八所(金堂、多寶堂、地藏堂、經藏、阿彌陀堂、鐘樓、文珠樓、温室)の伽藍、御社三社(熊野、吉野、白山)、僧坊十二口(寶藏院、中之坊、知足院、蓮花院、南之坊、地藏院、寶土院、阿彌陀院、梅之坊、福智院、積藏院、觀音院)承仕の坊三口を有し、寺領も多數に領有してゐたと誌され、又現存文書の内容に依つても之を裏書するに足るものが多々存する。

然るに其の後度々の火災に見舞はれて次第に僧坊伽藍を失ひ、最後には天正年中豊太閤南進の時征火に襲はれて塔堂伽藍全く烏有に歸し、又寺領も檢地の時沒收されて現存の如き衰微を來すに到つた。

現住は阿部諦英師にして編者とは又舊くより知友の間柄であるから、當



卷所收の文書は編者が直接當寺へ赴き借覽して研究室へ持參の上原稿を  
作製したものであるが、然し當寺所藏文書の全體ではない。中には相當古  
き時代の記録や文書もあつたが其の内容形式等に於いて比較的價值薄き  
ものは之を省略した。

尙當寺は古くは粉河寺と非常に深き關係にあり、從つて後村上天皇の綸  
旨及び其の關係文書が現存してゐる。當寺も吉野朝と紀州の關係を知る  
上に於いて重要な寺院たるを失はぬのである。

福林寺。當國池田庄即ち那賀郡池田村字豊田に在り、同じく眞言宗山階  
派に屬してゐる。

寺傳に依れば後一條院寛仁二年七堂伽藍を建立して勅願寺と定め給ひ  
寺領三十二町五段を寄進し給ふた名刹であると云はれてゐる。古くは金  
堂、護摩堂、講堂、多寶塔、鐘樓、寶藏、方丈、厨庫、會所、中門、大門等を完備し頗る莊麗  
を極めしが、天正十三年の兵火に罹り全く灰燼に歸し、現在の堂宇は寛永以  
後の再建であると云ふ。又寺領は年と共に失はれ全く衰亡に歸せしが慶

長年中淺野幸長當國の城主となるや寺領八石九斗を寄進し、元和以後徳川  
氏之に代つた後も舊に依りて之を與へ明治維新に到つたのである。

根來寺。は那賀郡根來村にあり、新義眞言宗の大本山にして興教大師覺  
鑊上人の開基である。

上人は初め高野山に住し、大治五年花藏院宮聖惠親王の御内奏に依り  
鳥羽上皇の叡信を忝うし山内に小傳法院を創建し、上皇より郡内岩出莊  
を賜はつて三十六口の學侶を置き、専ら門徒修學の道場となし、從來の金剛  
峯寺衆徒に對して一派を開き、之を末院と稱す地位を一山に占むるに到つ  
たが後に本寺方(金剛峯寺方)衆徒の亂入に遇ふて保延六年今の根來寺に逃  
れ、遂に所謂新義眞言宗なる一派を開くに到つた。

此上人が高野山を逃れて今の根來寺に移り住むに至つた原因は余の見  
解に従へば大略左の三項に盡きると思ふ。即ち其の第一は從來の高野山  
衆徒が宗祖弘法大師の論疏に基いて眞言宗所依の經典たる大日經の教主  
を本地法身であると信ずるに對して、上人の一派は之を加持身なりと主張



する教義上の異見から生ずる論諍である。尤も之は上人が特に此の説を主張して本寺方に對抗したのではなくて、寧ろ上人より二三代後の門徒が之を完成して所謂新義眞言の一派を開き其の教義を樹立したと見られるのが今日學者の定説の様である。然し上人が大小傳法院を創建して傳法會を始行し、本寺方の衆徒とは別に修學の道場を開いたのであるから之も一因と見るべきであらう。次は寺領恩賜に依る經濟上の鬭争である。

即ち上人は上記小傳法院が門徒の漸増に依つて狹隘を告げしを以つて、天承元年此れを今の荻萱堂奥の地に移して大傳法院と稱し、別に密嚴院を建立するに到つた。長承元年之が落慶供養を行ひ、傳法大會を始行するや畏くも鳥羽上皇が臨幸まし、御願寺となし給ひ、其の傳法會料所として當國七ヶ莊(石手、弘田、山東、岡田、相賀、山崎、志富田)を賜はつた。

然るに此の莊のうち山崎、志富田の兩莊は弘法大師御手印縁起に載する所にして既に本寺方の寺領なりしを以つて、爾來此の兩莊をめぐつて一山では本寺末院の間に暗鬭が絶えず、遂に保延六年十二月七日、本寺方の衆徒

及び坊人が寺領相賀の地相論の事に矯けて諸庄の兵士を集め、明八日に傳法、密嚴の兩院に亂入したのであるから上人が高野を去つて根來に移住する原因の一は確かに此の經濟的問題も重要な一因となつてゐると思はれる。

次に第三は一山の制度即ち座主職の補任に起因するものであつて、之は遠く延喜年間東寺の長者觀賢僧都と高野の無空律師との間に起つた弘法大師の御筆三十帖策子の問題から始つてゐる。

即ち延喜十二年東寺長者觀賢僧都が東寺の法務を兼攝するや、其の十二月使を高野に派して去る寛平元年眞然師が東寺より隨身して來た三十帖策子の返納方を時の高野座主無空律師に迫つた。律師は之を肯んせざりしを以つて觀賢僧都は遂に院宣を奏請し、寛平法皇の宣旨を得て之を請求した。こゝに於いてか律師は三十帖策子を隨身し門徒を引率して山を降り、山州圍提寺に遯れ一山の人法は全く荒廢に歸した。其の後延喜十九年觀賢僧都が高野座主を兼攝するや永く東寺の長者が高野座主を兼攝する



の恒格と定めた。即ち觀賢僧都が事を三十帖策子にかりて宗門の統一を計つたのである。

然るに此の頃に到り高野山では東寺の支配から離脱するてふ所謂獨立運動が起り、當時公家に最も御信任を得てゐた覺鑊上人の奏請に依つて、長承三年五月山籠眞譽阿闍梨が勅を蒙り本寺末院の兩座主に兼補され、東寺長者定海僧正が高野座主を削られて其の目的を達するを得た。然るに其の十二月に上人が院宣を蒙つて眞譽阿闍梨に替つて兩座主を兼補されるや本寺方の衆徒が初めて上人の眞意を察し、末院が本寺を併呑せんの志あるを知つて驚き、同二年東寺一門の僧綱十四人、有職八十三人と共に一味契狀を捧げ、法衣を着し香爐を持して朝廷に參向奏請して定海僧正を金剛峯寺の座主に還補せしめ、眞譽阿闍梨を檢校執行職に補任せらるゝに到つた。此所に於いてか上人は爾來密嚴院に幽居して院外の衆徒に面接しなかつたと云はれてゐる。即ち上人は高野山を東寺より獨立せしむるの名に於いて本寺を末院に併呑するてふ宗政上の計畫が畫餅に歸し、兩派の隔執が

これより一層深刻化するに到つたものと見られる。

覺鑊上人が高野山を逃れ去るを止むなくした原因は勿論他にも數々存在してゐたであらうが、兎に角以上三つの事件が中心となつて遂に保延六年十二月八日、本寺方衆徒の亂入に逢ひ、大傳法院、密嚴院は勿論、同方の僧坊八十餘宇が破却され、院僧七百餘名と共に根來寺に移り住むに到つた。

根來寺は其の頃吉田莊に住む「豊福」なる一老翁が己が居宅を根來山に移して一寺を建立し豊福寺と號せしものが即ち其の最初であると云はれてゐる。上人は此の地の勝形なるを見て茲に住み、上皇に奏請して更に圓明寺を初め佛閣神祠僧坊數十を創建して此所に一派を樹立するに到つた。

されば正應以後根嶺は其の伽藍の區域、圓明寺、豊福寺、大傳法院、密嚴院の四ツに分れて發展し、子院既に八十九院にも及び頗る隆昌を極め、時代の推移と共に僧兵をも生じ、足利の中世には天下の擾亂に乗じて各處に掠奪するものが多く、世に所謂根來法師と稱して其の暴掠を恐れしむるに到つた。



天正の頃豊臣秀吉天下を統一するや、真田幸村を使者として歸順を勧め、舊領を沒收して新に二萬石を與ふべき由諭さしめしも服せず、遂に秀吉に攻められて一山の堂宇殆んど烏有に歸し、衆徒中真に佛法を奉ずるものは皆大和の長谷に逃れ、兵に従事するものは或は舊里に歸り、又は四散して根嶺忽ちに斷滅するに到つた。

尤も天正十二年小牧長久手の役に徳川家康が井上主計頭を遣はして根來寺惣分并に雜賀の士を招いた時、僧兵二百人相應せしを以つて、内百人を幕下に加へし由緒に依り元和年中南龍院公紀州に封せらるゝや、残りの百人を召して廩米八石宛を與へた。即ち之を根來同心と稱し、皆院號坊號を名乗りしも悉て總髮にして兵事を以つて仕へ、此れより根來には僧兵を根絶した。又所謂新義眞言の宗門を奉ずる僧徒は天正兵火の後稍々山内に還り住んで堂宇を再建し、大略舊觀に復し、子院二十七宇に及び、近く寛延年間には紀州家の命に依り蓮華院律乘院を以つて談林學頭地として俸米三十石、寺料二百石を受けて明治に及び現在は豊山、智山の兩派より交替に經

營せしむる事となつてゐる。

以上の如く根來寺は數次の變遷に逢遇せしを以つて此の寺には史料と稱すべきものは殆んどなく、筆者が先年彼の寺へ探訪に赴きし時にも殆んど一日を費して然かも何等得る所がなかつた。

安養寺。は有田郡箕島町古江見にあり、古は古江見寺と稱して七堂伽藍を有し、塔頭も六坊ありし由なるも、天正の兵亂に堂舎悉く燒失して、開基の年代も詳ならず、今は六坊の名地名に残るのみとなつて甚だしく衰頽してゐるが、當卷所收の如き古文書一卷を残して纔かに寺誌の一端を傳へてゐる。歡喜寺。有田郡石垣村歡喜寺に在り、明惠上人遺跡八所の隨一、上人誕生の地、寺邊の畑中にあり、周圍十二間、芝生に梅を植ゑ、石碑を建て、其の側に上人の胎衣塚、産湯の井等があるとして有名である。又本尊阿彌陀如來は惠心僧都の作と傳へ、外に運慶の作と稱する阿彌陀如來の千躰佛があつたが、中古殆んど失はれて現在は近世の作を以つて之を補つてゐる。

又當寺には明治の中期迄明惠上人の高弟喜海の寄進狀(建長七年)以下多



數の古文書を藏し既に東大史料にも其の影寫本を藏してゐるが、現在は其の大半は失はれて纔かに數通を残すのみとなつてゐる。従つて當卷所收の文書並に次卷に收むる古文書の多くは東大史料の影寫本に依つたものである。

能仁寺 是在田郡南廣村名島に在り、三光國濟國師覺明の開基、後村上天皇の勅願所として古くは堂宇も多く、南朝にゆかりある名刹であつたが、天正十三年三月豊臣秀吉南征の時兵火に見舞はれてより荒廢し、今は藥師堂一字を残すのみとなつた。

此の寺古くは禪宗に屬してゐたが後眞言宗に變り、今は和歌山市外紀三井寺の末寺となつてゐる。

神光寺 在田郡保田村星尾に在り、古の星尾寺六坊(中ノ坊、池ノ坊、南ノ坊、西ノ坊、角ノ坊、谷ノ坊)中の隨一、中ノ坊に當る。

星尾寺は弘長年中保田莊地頭職湯淺宗業の建立せし所と云ひ、古くは七堂伽藍もあり明惠上人經廻の道場として頗る名利であつたが、天正の兵火

に見舞はれて以來坊舎も焚滅して現在の有様とはなつたのである。

福藏寺 有田郡湯淺町中町にあり、信州松代の住人平林正友と云ふもの縁ありて當郡宮原村に來り住し、其の子淨見なるもの蓮如上人の弟子となつて文明年中に當寺を宮原村に創建したと傳ふ。

永祿年中湯川直春寺地を免許し、天正年中に今の地に移轉し、慶長年中淺野幸長又之を援護せりと云はれてゐる。

友淵八幡社 那賀郡鞆淵村中番にあり、往古 應神天皇伊都郡天野村の丹生津姫神社に神地を賜ひし時の四至西の限にして、丹生祝文に西は限る應神山とある地が即ち今の社地である。されば此の社は餘程古くからあつたものと見られる。

當社には當卷所收の如く安貞二年石清水神社より發せられし神輿の送進狀があり、此の時贈られし神輿も今は國寶として所藏されてゐる。

社傳に依れば安貞年中友淵莊司の先祖の妹鶴千代姫宮仕して 帝の寵を蒙り、後故郷へ歸る時男山に象りて此の神輿を作り送らしめ給ふたと云



はれる。

社藏の文書は甚だ多く、就中友淵庄並に社領に關する經濟文書は多數に存するが殆んど蠹魚の害に遇ひ讀み難きを以つて今は彼の文書類中比較的完全なるもののみを擇んで之を載せた。

三〇〇船神社 那賀郡神田に在り、三代實錄貞觀三年七月二日の條に「授紀伊國正六位上御船神從五位下」とある神社が即ちこれである。

祀神は御船大神、此の社は延曆儀式帳に「御船神社一處、稱大神之御蔭川神形無倭姫内親王定祝」とあつて彼の倭姫世紀に天照大御神伊蘇宮より御船に御し、寒川に御船をとゞめ給ひて御船神社定給ふ云々とあるより察すれば、按ずるに此の地は天照大御神の御靈代を奉載せし豊鋤入姫命の母君の産れ給ふた地であると傳へるを以つて其の因縁より此の地に此の大神を祀れるものと思はれる。又社地の存する神田村は神領なりしより此の名起ると云はれてゐる。

社殿は天正の初年焼失して一時荒廢せしが同十九年木食應其上人之を

再興し、近く寶曆年中更に再營して現在の姿となつたのである。

有井家 上記三船神社の神職にして社頭に住し、其の遠祖は忌部氏である。

奥家 同村字上野村にあり、其の先祖は奥近江守盛弘と稱し、清和源氏三郎義盛の子である。長承三年盛弘檢使となり安樂川莊四至傍示の注文を定め、保元年中鳥羽皇后美福門院當莊へ入御の時、皇后に供奉してより世々此の地に住して當庄の庄官となり、皇后薨御の地及び野田原村を賜ふと。

元弘二年 大塔宮護良親王高野山へ御潜行の砌には御方に參じて高野山に登り親王を守護せし恩賞により日の丸の御鎧の片袖を賜はり、明德三年南北朝合一の後は足利氏に仕へ參州に住して一萬石の封地を得しが、應永年中再び當地に歸住専ら高野山を守護した。又文明十八年河内橋島ノ役には畠山氏に屬し、天正年中織田氏高野責の時には奥出羽守義弘嫡子彌兵衛重政高野山に登つて之を妨いだ。重政は自由齋流の鐵炮を學んで



名を遐邇に耀かしてゐる。

然るに天正の末年木食應其上人の命に服せずして成敗にあひ、一時他國に流浪せしより所藏の古文書は多く此の時に散失したと云はれるが然かも新古史料は今も尙數十箱を秘藏し、家寶什器と共に當郡唯一と稱されてゐる。但し彼の史料の多くは經濟關係の記録に屬し所謂古文書甚だ尠きを以つて今は其の内の一部分を擇んで此所に收めた。

尙奥氏所有の山林に取休山あり、美福門院弘法大師に歸信し、日々此の山より遙かに高野山を遙拜し、松ノ枝に取りすがつて休らひ給ひしを以つて此の名あり、此の山の麓には修禪尼寺がある。此の尼寺は門院(法諱眞性)鳥羽近衛兩帝崩御の後此の寺を建立まし、て専ら兩帝の御菩提を弔ひ給ひし道場と云ふ。又村中に尼ヶ岡の地があり、門院此所に一寺を建立して紺紙金泥の一切經(安樂川經)を淨書せしめ、親ら外題を書き給ふて高野山に納め給へし古蹟と稱し、市場村小字寺田には門院の御分骨を葬ると傳へる地があり、芝原中央の槐の大樹が即ち其の印の木であると傳

へられてゐる。

津田正臣氏。元は和歌山市に住し、官職につける人と云ふ。今は此の家奥州方面に流住すと雖も其の所在を知らず、されば此の文書は東大史料に存する影寫本より之を採つた。古老の傳説に依れば此の文書は元は安樂川村津田家の所藏であつたと云はれてゐる。故に今は特に參考のため之を収録した。

岡家。安樂川村字上野に住し、維新以前には岡參右衛門と稱し、奥孫四郎、城四郎兵衛、坂井權之丞、城萬五郎、西金右衛門等と共に高野地士の内に數へられてゐた。當主岡秀行氏は其の子孫である。

津田家。同村神田に住し、元は安樂川郷に於ける高野の地士であつた。此の家津田自由齋を出し、天文十三年に種島に赴き島主時堯より鐵炮並に火藥の製法を受傳し、爾來自由齋流と稱して名を擧げ、信長秀吉等に仕官して高祿を食んだと稱せられてゐる。此の記録にして眞なれば我國へ鐵炮を傳來せし最古の人と云ふべきである。



されば當家には鐵炮並に火藥の秘傳書數百卷を藏し、就中鐵炮傳來記の如きは此の道の研究には頗る貴重なる資料と見らるゝを以つて後日機を得て之を刊行する豫定である。又其の他の文書類も數多く所藏さるゝが其の保存當を得ざりし爲め殆んど使用に堪えぬものが多い。

平野家 是同村宇賀和に住し、其の先祖は荒川兵衛尉俊尊と稱し、遠祖は荒川戸畔、白川帝の御時始めて當莊の下司職に任せられた。

俊尊の孫藤藏俊春、鳥羽帝の御時北面の武士となり、文安三年右衛門尉に任せられて藤原氏を賜はり、保元中美福門院に隨從して再び此の地に來り同郡田中庄を支配した。

後裔修理之進俊澄は楠正成公に屬して湊川に討死し、又難波之助俊基は正行公に屬して各地に奮戦したと傳へられる。又信長高野責めに際しては高野山に登つて當山七口の内西口を固め、戦功により高野山より百石を加増されて合計六百石を領するに到つた。

野口家 那賀郡調月村に在り、代々村中大歲明神社の神職を奉仕す。同

家に傳ふる系圖に依れば遠祖は彦太忍信命にして古くは紀氏を名乗り武内宿禰も其の祖先に數へられてゐる。推古天皇の御宇第十代紀男麻呂宿禰なるもの初めて吉仲郷を開いて調月と名付くと。又伊都那賀兩郡に於ける舊家恩地氏、貳川氏は共に此の家系より出で、應永年中第四十五代因幡守歲豐の時初めて野口氏を名乗ると。又第四十一代貳川紀伊守照通南朝に御方して功あり護良親王より常陸守を授けらるゝと傳ふ。近世は代々高野地士に擧げられ寛永年中には高野山惣分方(行人方)より高參拾石の諸役免許を蒙り、寶曆四年には青巖寺より御家人に加へられ名字帶刀を許されてゐた。

北家 同郡龍門村荒見にあり同家の系圖に依れば遠祖は天武天皇の第三皇子舍人親王より出で先祖には荒見彈正左衛門朝治がある。朝治は元弘の頃粉河寺の衆徒と共に南朝に屬し大功があつたと云はれてゐる。元龜の頃荒見を喜多と改め、其の後北を名乗つた。信長高野責の時は山徒に屬して庵ノ城を固め、又眞田幸村の召に應じて大阪城にも籠つた。代々



高野地士となり、維新前後には高野山より胡亂方改役を命せられ、此の地方に於ける裁判警察の事務を管掌した。

西○家○ 同地にあり、元祖は荒見朝治より出で、其の住家の位置に依り西を姓とすと云ふ。荒見系圖に依れば荒見忠富分家して初めて西家を名乗ると誌されてゐる。

佐○々○木○家○ 同郡池田村今畑にあり、此の一黨を白髭黨と呼び頗る勢力のあつた家柄である。先祖は佐々木三郎秀義、又左衛門義員の時初めて當國に來り代々當地に住してゐた。當家には當卷所收の如き古文書を藏し、南北朝の頃は南方に御方して頗る軍功を樹たものである。白髭黨の活動並に其の來歴については大日本史料及び其の他の諸書に誌され、又當卷には「白髭一黨言上書」を収録したから今は之を省略する。

河○野○家○ 同郡下神野村福田にあり、其の祖は伊豫國河野道直の子孫である。道直長曾我氏の爲めに敗られし時、逃れて此の地に來り住した。信長の高野責に際しては新四郎秀道高野方に屬して軍功あり、此れより諸公事

を免せられ、又南龍院公紀州に封せらるゝや、廩米六十石を賜ひ、其の後明治維新迄代々三十石を食み、高野地士を務めてゐた。

畠○山○家○ 同郡志賀野村松瀬に在り、先祖は畠山紀伊守高政である。高政は初め有田郡石垣城に於いて七萬石を領したが、其の後美濃守政慶天正十三年に秀吉が根來寺を攻略せし時、石垣城を秀吉に渡し、高野山に入り剃髪入道した。此の時養子左衛門尉義唯當村松瀬權守が家に入つて之を繼ぎ、松瀬、東野、垣内三ヶ村を領した。義唯の孫政一畠山を改めて柳澤を姓として明治維新に到り、其の後再び元の畠山を名乗るに到つた。

中○家○ 同長谷毛原村長谷宮にあり、代々當村内丹生高野明神社の神職を奉仕してゐる。此の宮は丹生祝文に「長谷原爾忌杖刺給比」とあるが如く、上代丹生津姫命遊歴の頃既に同明神の一族に依つて開發された所であり、又同家所藏の文書から推して當家の由緒古きを察する事が出来る。

御○前○家○ 今是有田郡保田村山田原にある。其の家の由緒は筆者は詳かには知れざるも辻堂村の地土御前家と一族か或は同家なるべく、古くは保



田城主に仕へたものであらう。

以上極く簡單にはあるが、當卷所收文書の所藏家について其の寺誌、社傳、家史の大略を誌した。之は多くは紀伊續風土記に依り古老の傳説を參考したものであるから、充分に正確を期する事は出來ないが、然し大體に於いて誤りなきものと考へてゐる。

尙最後に當卷は一昨年末第五回目を刊行してより正に一年有餘の日時を費して漸やくに之を刊行し、購讀者諸彦に思はぬ御不便を與へ殊の外御迷惑を御掛けした事を深く慚愧恐縮してゐる。謹んで御諒恕を乞ふ次第である。

實は此の文書を印刷に移したのは一昨年秋の事であつたが、時偶々和歌山縣に於いて明年の皇紀二千六百年祭を期して聖蹟調査委員會が組織され、縣下一般に古文書を蒐集せられ、當所へ借覽してゐた古文書の大半を各所藏者へ返還するの難に逢ひ、印刷の途中より校正不可能となりし爲め、今次事變の爲め各所藏者中にも多數の應召者を出し、此れを機に古文書

の返還方を請求さるゝもの多く、爲めに數ヶ月間空手焦慮に苦しむの止むなきに到り、校正の際は一々各應召者の自宅へ校正刷を持參するの不便を感じ、此の一年間は全く塗炭の苦しみを味はつた。然かも加ふるに紙價、印刷費は日々に暴騰し、一方經濟其の他各種の統制が敷かれた爲め事業の進捗を止まらしめたものも尠くはなく、且つ編纂所の助手並に編纂者の住職寺からも應召者を出し、全く原稿と經費と助手の三方面から苦しめられて刊行が今日まで遅延するに到つたのである。編者の苦心を察せられて篤く御諒恕を乞ふ次第である。



昭和十四年四月十三日 印刷  
昭和十四年四月二十日 發行

高野山文書(十二卷ノ内)

第十一卷 舊高野領内文書(三)

定價 金五圓

不許複製

編纂者 中 田 法 壽



著作權所有

發行兼印刷者 京都府中京區壬生坊城町六番地  
高野山文書刊行會代表者 定 池 由 太 郎

印刷所 京都府中京區壬生坊城町六番地  
天 進 社 印 刷 所


京都市中京區壬生車庫通四條上ル  
東 進 書 院 内

發行所

高野山文書刊行會

振替大阪一四七〇七番







I-4072



